

札幌地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(苫小牧税務署長)

平成23年4月14日一部認容・控訴

判 決

原告	甲
原告	乙
原告	丙
原告ら訴訟代理人弁護士	岩本 勝彦
同	佐藤 昭彦
原告ら訴訟復代理人弁護士	上木 健司
同	菅原 直美
原告ら補佐人(税理士)	吉田 隆男
被告	国
	(処分行政庁：苫小牧税務署長)
同代表者法務大臣	江田 五月
被告指定代理人	田岡 薫征
同	佐藤 栄一
同	岡 直之
同	門野 清則
同	宮森 弘治
同	澤田 隆良
同	植田 秀史

主 文

1 苫小牧税務署長が平成17年4月25日付けで原告らに対してした相続税の更正及び過少申告加算税賦課決定(ただし、いずれも平成18年8月3日付け減額更正又は変更決定後のもの)のうち、次の額を超える部分を取り消す。

(1) 原告甲の関係

課税価格	1億7177万7000円
納付すべき税額	3867万4900円
過少申告加算税額	116万9000円

(2) 原告乙の関係

納付すべき税額	652万4500円
過少申告加算税額	7万9000円

(3) 原告丙の関係

納付すべき税額	652万4500円
過少申告加算税額	7万9000円

- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その7を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 原告の請求

苫小牧税務署長が平成17年4月25日付けで原告らに対してした相続税の更正及び過少申告加算税賦課決定（ただし、いずれも平成18年8月3日付け減額更正又は変更決定後のもの）のうち、次の額を超える部分を取り消す。

1 原告甲（以下「原告甲」という。）の関係

課税価格	1億6436万4000円
納付すべき税額	3626万4600円
過少申告加算税額	92万8000円

2 原告乙（以下「原告乙」という。）の関係

納付すべき税額	639万3800円
過少申告加算税額	6万6000円

3 原告丙（以下「原告丙」という。）の関係

納付すべき税額	639万3800円
過少申告加算税額	6万6000円

第2 事案の概要

1 本件は、平成13年11月8日相続開始に係る相続税の更正及びこれに伴う過少申告加算税賦課決定の一部の取消しの訴えであり、相続財産のうち山林及び立木の相続開始時の価額がいくらであるかが争われた事案である。

2 相続税法（平成13年11日8日当時有効なものを指す。以下も同じ。）11条の2第1項は、相続税の課税標準となる課税価格について、相続により取得した財産の「価額」の合計額であると規定する。ここにいう価額とは、特別の定めがある場合を除き相続開始時の「時価」とされている（相続税法22条）。

立木については、価額に関する特別の定めとして相続税法26条の2があり、相続開始時の時価の100分の85が相続財産の価額となり（これは、相当の年数をかけて成長して交換価値を形成する立木については、相続開始時の時価の一定部分は、相続開始後の処分で所得として顕在化し所得税の課税対象になるため、相続税の課税対象とはしないという考え方による。）、土地である山林については、価額に関する特別の定めがなく、相続開始時の時価が相続財産の価額となる（以下、本判決において「価額」という場合、立木については相続開始時の時価の85%を、それ以外の相続財産については相続開始時の時価を意味する。）。

3 原告らのうち、価額に争いがある相続財産を取得したのは原告甲のみであり、原告乙及び原告丙が取得した相続財産（金銭及び金銭債権）は価額に争いがない。しかし、相続税の額は、各相続人の課税価格（取得財産の価額合計）の総計により税額を算出した上で、これを各相続人の取得財産の比率で按分して計算するため、原告乙及び原告丙は、いずれも、原告甲が取得した山林及び立木の価額を争って自己が納付すべき税額を争うものである。

4 ところで、国税庁は、相続財産の種別ごとに価額の評価方法を定めた財産評価基本通達（昭和39年4月25日付直資56、直審（資）17）を発出しており、各国税局長は、財産評価基本

通達に基づく価額評価を行うために必要な数値・数額を財産評価基準として定めている。したがって、税務署長が課税処分を行う際の相続財産の価額評価は、財産評価基本通達及び所轄国税局長が定める財産評価基準に従うことが義務付けられている。

以下、平成13年11月8日当時の財産評価基本通達、すなわち平成14年6月4日付課評2-2による改正前のものを「評価通達」という（乙第5号証が本件に必要な部分である。）。

以下、札幌国税局長が定める財産評価基準を「評価基準」といい、そのうち各年分の評価基準を「平成13年基準」という。

第3 争いのない事実

以下の課税処分に至る経緯は当事者間に争いがない。

1 相続の開始

原告らは、いずれも、丁（以下「丁」という。）と戊（以下「戊」という。）の子である。

丁は、平成13年11月8日死亡し、戊及び原告らの4名は、戊が2分の1、原告らが各6分の1ずつの割合で、丁の遺産を共同相続した（以下「本件相続」といい、共同相続された遺産を「本件相続財産」という。）。

2 遺産分割

本件相続財産は、別表1-1の番号1ないし21のとおりである（以下、同表記載の相続財産については番号により「番号1の山林」などという。）。

番号1及び2の山林（以下「本件山林」という。）の所在地（所在及び地番）及び地積は、別表4のとおりである。本件山林は、カラマツ、トドマツの用材林地であり、後記通達にいう「純山林」である。なお、本件相続開始後、A町とB町が合併したため「A町」は現在「C町」となっており、また、D町とE町が合併したため「D町」は現在「F町」となっている。

番号14ないし18の立木（以下「本件立木」という。）の所在地、面積、樹種は、別表5のとおりである。本件立木は森林を形成する立木である（以下、本判決において単に「立木」という場合、森林を形成する立木を指す。）。

戊及び原告らは、遺産分割協議により、それぞれ、別表1-1の「遺産取得の割合」欄のとおり割合で本件相続財産を取得した。

3 相続税の申告

原告らは、いずれも、平成14年9月2日、下表のとおり、本件相続に係る相続税の申告をした。

	原告甲	原告乙	原告丙
課税価格	¥131,926,000	¥28,000,000	¥28,000,000
相続税額	¥26,975,600	¥5,725,300	¥5,725,300

4 課税処分及び審査請求の前置

苫小牧税務署長は、平成17年4月25日付けで、原告らに対し、本件相続に係る相続税の更正及び過少申告加算税賦課決定（以下「本件更正」「本件決定」といい、両者をあわせて「本件課税処分」という。）をした。

原告らは、平成17年6月14日、苫小牧税務署長に対し、本件課税処分を不服として異議申立てを行ったが、同年9月6日付けで異議申立てを棄却する決定がされたので、同年10月6日、国税不服審判所長に対し、本件課税処分に対する審査請求を行った。

この間、苫小牧税務署長は、平成18年8月3日付けで、本件更正について減額更正をすると

ともに、本件決定について変更（減額）決定を行った。それら減額後の本件課税処分の額は、下表のとおりである（以下、本件更正、本件決定、本件課税処分という場合、いずれも、減額後のものを指す。）。

国税不服審判所長は、平成19年6月19日付けで、原告らの審査請求を棄却した。

	原告甲	原告乙	原告丙
課税価格	¥184,067,000	¥28,979,000	¥28,979,000
納付すべき相続税額	¥42,960,600	¥6,763,600	¥6,763,600
過少申告加算税額	¥1,598,000	¥103,000	¥103,000

5 争いのない課税価格

本件山林及び本件立木以外の本件相続財産の価額は、別表1-1のとおりである（番号5の雑種地3筆について、原告らは被告主張額よりも高い価額を主張するが、少なくとも被告主張額であるという意味では争いが無い。）。

また、課税価格を計算する際に控除すべき相続債務の額及び葬儀費用は、別表1-1の番号23のとおりであり、課税価格を計算する際に加算される相続開始時3年以内の贈与（戊に対する贈与）の額は、別表1-1の番号24のとおりである。

したがって、原告乙及び原告丙の課税価格は、別表1-1の番号25のとおり、各2897万9000円である。

第4 争点の摘示及び争点に関する当事者の主張

本件では、最終的に、原告らの課税価格がいくらで、原告らが納付すべき税額がいくらかということが問題であるが、それら計算の前提となる本件山林及び本件立木の価額がいくらであるかが争点である。

【被告の主張】

1 評価通達が定める山林の価額評価

評価通達は、純山林について、1筆ごとに「倍率方式」に基づいて評価するものとしている（評価通達7-2(3)、評価通達45）。倍率方式とは、固定資産税評価額に国税局長が一定の地域ごとにその地域の実情に即するように定める倍率を乗じて価額を評価する方式である（評価通達21）。国税局長は、地勢、土層、林産物の搬出の便等の状況の類似する地域ごとに、その地域にある山林の売買実例価額、精通者意見価格等を基として倍率を定めるものとされており、税務署長は、その倍率を使用して純山林の価額を評価することになる（評価通達47）。

森林法25条により保安林として指定されている山林については、当該保安林の付近にある山林につき倍率方式による評価した価額に比準して評価した価額とされ、かつ、その価額に当該山林の上の立木について評価通達123に定める割合を乗じて計算した金額を控除して評価するものとされている（評価通達50）。

2 本件山林の価額

本件相続開始時における、本件山林の固定資産税評価額及び平成13年基準所定の倍率は別表4のとおりである。したがって、本件山林の価額は、別表1-1の番号1及び番号2の「価額」欄のとおりとなる。

3 倍率方式の合理性・妥当性

評価通達は、全国の税務署長の行う財産評価を統一的で合理的なものとする事により、納税者間の公平を図るとともに、納税の便宜や徴税費用の節減をも図るものとして発出されたもので

あり、相続税や贈与税の納税実務において長年にわたり運用され定着しているのであって、相続財産の価額評価の方法として一定の合理性を有することが広く承認されている。

したがって、評価通達に基づいて計算された価額は、特段の事情がない限り、相続財産の価額を適正に評価したものと推認されるということが出来る。ただし、計算過程に不合理な点があることが明らかにされた場合、あるいは、適正な鑑定により個別的に相続財産の価額が明らかにされた場合には、推認を覆す特段の事情があるということが出来る。

ところで、原告らは、鑑定人 I の鑑定の結果が示す価額（以下「本件鑑定」「本件鑑定価額」という。）が倍率方式によって計算される価額よりも、低いことから、本件鑑定価額によるべきであるとするが、本件鑑定価額は、わが国で通用している不動産鑑定評価基準（乙 19）に基づく手法によらないものであり、適正な鑑定評価額とはいい難いから、上記推認を覆すものと評価することができず、本件山林の価額は、評価通達に基づいて計算された価額（倍率方式に基づく価額）とするのが相当である。

まず、本件鑑定は、取引事例比較法により求めた現時点（平成 22 年 6 月 1 日）の林地価格から遡及的時点修正を行って価格時点（平成 13 年 1 月 8 日）の時価を求めているが、不動産鑑定評価基準は、価格時点より以前でできるだけ価格時点に近接した時期の取引事例を基準に時系列的な分析を行うことにしているのであって（乙 22 の 4 頁、5 頁、11 頁）、本件鑑定の時点修正手法は不適切である。

次に、本件山林は、面積の非常に大きいものから、それほど大規模でないものまで様々であるから、遡及的時点修正率（これは当該不動産を取り巻く経済情勢の変動を反映したものでなければならぬ。）も山林の規模によって変わるはずであるのに、本件鑑定はすべての山林について一律の遡及的時点修正を行っており、時点修正のあり方に合理性がない。

さらに、本件鑑定が大規模山林について適用した大規模補正（面積が非常に大きいことに伴う減額補正）は 43%あるいは 48%という余りにも大きな減額となっているが、ここまで大幅な減額をしなければならない根拠も示されていない。

このように、本件鑑定価額は適切な不動産鑑定評価に基づくものとはいえず、上記推認を覆すものとはいえないのである。

4 評価通達が定める立木の価額評価

(1) 評価単位

森林の立木の価額は、樹種及び樹齢を同じくする 1 団地の立木ごとに評価する（評価通達 111）。

(2) 評価方式

立木の評価は、標準価額比準方式によって行う（評価通達 112）。

(3) 森林の主要樹種の立木の評価

森林の主要樹種（杉、ひのき、松、くぬぎ及び雑木をいう。以下同じ。）の立木の価額は、評価通達 114 ないし 116 の定めに従い算出した「主要樹種の森林の立木の標準価額表等」（評価通達 113 の別表 2）に掲げる価額（主要樹種のうち同通達の別表 2 に定めるもの以外のものにあつては国税局長の定める価額とする。）に基づく標準価額にその森林について地味級（地味の肥せき）、立木度（立木の密度）及び地利級（立木の搬出の便否）に応じてそれぞれ別に定める割合を連乗して求めた金額に、その森林の地積を乗じて計算した金額によって評価する（評価通達 113）。

(4) 同一標準価額適用地域

前記(3)の「標準価額」は、原則として、森林法7条1項の規定に基づき農林水産大臣が定めたそれぞれの森林計画区に属する森林の地域ごとに定める（評価通達114）。

(5) 森林の主要樹種の立木の標準価額

前記(3)の「標準価額」は、次に掲げる樹齢別の区分に従い、それぞれ次に掲げる1ha当たりの価額とする（評価通達115）。

① 標準伐期（その地帯における標準的な伐期として別に定める伐期をいう。以下同じ。）における立木

標準状態にある森林の立木（小出し距離が約500メートル、小運搬距離が約20キロメートルの地点にあって、地味級が中級、立木度が密である森林の立木をいう。）の売買実例価額を基とし、精通者意見価格、最寄りの原木市場又は製材工場等における素材価額等を参酌して定める価額

② 樹齢10年を超え標準伐期に達するまでの立木

次に掲げる算式により算出した金額

$$A_i = (A_n - A_{10}) \times (i - 10)^2 \div (n - 10)^2 + A_{10}$$

上記算式の中の符号は、それぞれ次のとおりである。

A_i 樹齢*i*年（10年を超え標準伐期まで）における立木の標準価額

A_n 標準伐期における立木の標準価額

A_{10} 樹齢10年における立木の標準価額

n 標準伐期

③ 標準伐期を越える樹齢の立木

a 標準伐期を越え標準伐期の2倍の樹齢までの立木

前記①により定めた標準価額を基とし、その樹齢に応ずる年2%の利率による複利終価の額を基として定める価額

b 標準伐期の2倍を越える樹齢の立木

事情精通者の意見を参酌して定める価額

(6) 地味級

地味の割合は、原則として、樹種に応じ、平成13年基準（乙6）及び平成14年基準（乙7）の「地味級判定表」に掲げる割合（地味級判定表に定めていない樹種又は樹齢の立木についての地味級はおおむね中級－1.0）とする（評価通達118）。

(7) 立木度

平成13年基準の「標準立木材積表」に定めのない樹齢又は樹種の立木についての立木度の割合は、密に該当するものは1.0、中庸に該当するものは0.8、疎に該当するものは0.6とし、植林した森林については、森林の立木の間隔の大小にかかわらず、おおむねその立木度を密とし、自然林については、おおむねその立木度を中庸とする（評価通達119）。

(8) 立木材積が明らかな森林の地味級及び立木度

樹齢15年以上のカラマツ、スギ及びトドマツで、立木材積が明らかなものについては、前記(6)及び(7)の定めにかかわらず、その森林の1ha（ヘクタール）当たりの立木材積を平成13年基準の「標準立木材積表」に該当する標準立木材積で除して得た数値（その数値は0.05刻みとし、0.05未満の端数は切り捨てる。）をもって、その森林の地味級の割合に立木

度の割合を乗じて計算した数値（割合）とする（評価通達120）。

(9) 地利級

地利級の判定は、平成13年基準の「地利級判定表」によって行う（評価通達121）。

(10) 保安林等の立木の評価

森林法その他の法令に基づき伐採の禁止又は制限を受ける立木の価額は、前記(3)、評価通達117（森林の主要樹種以外の立木の評価）又は122（森林の立木以外の立木の評価）の定めにより評価した価額から、その価額に、それらの法令に基づき定められた伐採関係の区分に従い、その区分が一部皆伐とされているものは30%、択伐とされているものは50%、単木選伐とされているものは70%、禁伐とされているものは80%の割合を乗じて計算した金額を控除した価額によって評価する（評価通達123）。

5 本件立木のうちカラマツ及びトドマツの評価

(1) カラマツ（ストロブを含む。以下同じ。）及びトドマツ（エゾマツを含む。以下同じ。）の1ha当たりの評価額は「樹齢別標準価額×（実際の1ha当たりの立木材積÷1ha当たり標準立木材積（0.05刻みとし、0.05未満は切り捨てる。））×地利級の割合」という計算式によって求められる。

(2) 樹齢別標準価額

カラマツ及びトドマツの1ha当たりの樹齢別標準価額は、別表5の「1ha当たりの樹齢別標準価額」欄に記載のとおりであり、当該金額は、平成13年基準（乙6、194、195頁）に基づいている。

(3) 実際の1ha当たりの立木材積

カラマツ及びトドマツの実際の1ha当たりの立木材積は、別表5の「実際の1ha当たりの立木材積」欄に記載のとおりであり、当該数値は、原告甲が本件相続により取得した本件立木に係る森林調査簿に基づいている（乙8）。

(4) 1ha当たり標準立木材積

カラマツ及びトドマツの1ha当たり標準立木材積は、別表5の「1ha当たり標準立木材積」欄に記載のとおりであり、当該数値は、平成13年基準（乙6、196、197頁）に基づいている。

(5) 地利級の割合

カラマツ及びトドマツの地利級の割合は、別表5の「地利級の割合」欄に記載のとおりであり、当該数値は、平成13年基準（乙6、198頁）に基づいている。

(6) 価額 合計2547万9053円

カラマツ及びトドマツの価額は、別表5の「価額」欄に記載のとおりであり、前記(1)ないし(5)に基づき算出したカラマツ及びトドマツごとの1ha当たりの評価額に、別表5の「面積」欄記載の面積を乗じ、水源かん養保安林の立木である別表5の順号12ないし21、24ないし29、31ないし33、35、37、39、40、42ないし44、47ないし49、51ないし65、67ないし73、75、77ないし79、81、84ないし93、99及び100について、評価通達123に定める割合（立木の伐採方法が択伐とされている順号19、33、37、49、68、72、73及び77につき50%、その余につき30%。）を控除した上、それぞれの持分割合を乗じ、さらに当該金額に85%を乗じた価額である（相続税法26条の2）。

6 雑木の評価

(1) 本件立木のうち、前記以外の立木（以下「雑木」という。）の1ha当たりの評価額は「樹齢別標準価額×地味級の割合×立木度の割合×地利級の割合」という計算式によって求められる。

(2) 樹齢別標準価額

雑木の1ha当たりの樹齢別標準価額は、別表5の「1ha当たりの樹齢別標準価額」欄に記載のとおりであり、当該金額は、平成14年基準（乙7、339頁）に基づいている。

なお、平成13年基準においては、雑木の標準価額が定められていなかったことから、本訴においては、平成14年基準の雑木の標準価額に基づいている。

(3) 地味級の割合

雑木の地味級の割合は、別表5の「地味級の割合」欄に記載のとおりであり、当該数値は、平成14年基準（乙7、357頁）に基づいている。

なお、平成13年基準においては、雑木の地味級判定表が定められていなかったことから、本訴においては、平成14年基準の雑木の地味級判定表に基づいている。

(4) 立木度の割合

雑木の立木度の割合は、別表5の「立木度の割合」欄に記載のとおりであり、当該数値は、平成13年基準（乙6、192、193頁）に基づいている。

(5) 地利級の割合

雑木の地利級の割合は、別表5の「地利級の割合」欄に記載のとおりであり、当該数値は、平成13年基準（乙6、198頁）に基づいている。

(6) 価額 合計268万円5406円

雑木の価額は、別表5の「価額」欄に記載のとおりであり、前記(1)ないし(5)に基づき算出した雑木ごとの1ha当たりの評価額に、別表5の「面積」欄記載の面積を乗じ、水源かん養保安林の立木である別表5の順号11、22、23、30、34、36、38、41、45、46、50、66、74、76、80、82及び83について、評価通達123に定める割合（立木の伐採方法が択伐とされている順号23、24、38、46、50、76、82及び83につき50%、その余につき30%。）を控除した上、それぞれの持分割合を乗じ、さらに当該金額に85%を乗じた価額である（相続税法26条の2）。

7 納付すべき相続税額及び過少申告加算税額

本件相続財産の課税価格は5億3041万1000円（国税通則法118条1項により相続人ごとに千円未満の端数を切り捨てた後の課税価格の合計）であり、9000万円の基礎控除をした後の課税価格は4億4041万1000円となるから、原告らが納付すべき相続税額は、別表3-1の計算のとおりとなる（国税通則法119条1項により百円未満の端数を切捨て）。

原告らが新たに納付すべきことになる税額（国税通則法118条3項により1万円未満の端数を切捨て）に、国税通則法65条1項所定の100分の10の割合を乗じた過少申告加算税額は、前記争いのない事実4の表の金額を下回ることはない。

【原告らの主張】

1 鑑定の結果

本件山林の価額は、下記の本件鑑定価額のとおりである。

記

番号1のA町の山林 5696万円

2 倍率方式と鑑定の優劣

被告は、評価通達によって計算された価額は、特段の事情が明らかにされない限り、適正に価額を評価したことが推認されるとする。しかしながら、そもそも、倍率方式は、評価対象の山林の面積の大小を全く問題にしないで、単純に固定資産税評価額に一定の倍率を乗じる方法によって価額を計算するものであり、山林の規模が大きいことによる減額修正（いわゆる大規模補正）の必要性を一切考慮しない評価方法である点で、山林の実勢地価を反映しないものとなっている。したがって、特段の事情がない限り倍率方式による価額評価が合理性を有するという立論自体が誤っている。

また、本件山林が存在する地区に関し、評価基準所定の倍率の推移は下表のとおりであり、平成8年において、A町の倍率が突如として約1.5倍とされ、D町の倍率が約2倍となり、倍率急増の影響がその後の年にも及んだ結果、本件相続開始時の倍率が「12」とか「13」という大きなものとなっている。

ところが、本件山林を含む近隣山林の地価は平成7年以降ずっと下落傾向にあり、本件山林近隣の地価基準時の価格も、平成7年から平成16年まで継続的に下落しているのである。したがって、評価基準所定の倍率は、地価の下落率が全く考慮されない異常な数値である。平成8年の倍率が異様に高いのは何らかの人為的過誤に由来するとしか考えられず、倍率「12」とか「13」という数値を用いた倍率方式による価額は、時価を大幅に上回る価額になるものといわざるをえない。

したがって、当事者に利害関係がない裁判所の鑑定人による鑑定の方が、倍率方式による単純な計算よりも、本件相続開始時における本件山林の時価を認識する手段として、遙かに信頼性が高いことは明白であり、本件鑑定価額に基づいて本件山林の価額を認定すべきことは明らかである。

	A町の山林の倍率	D町の山林の倍率
平成3年	7.4	7.8
平成4年	8.4	9.6
平成5年	8.4	9.6
平成6年	8.3	9.6
平成7年	8.2	10.2
平成8年	12.3	21
平成9年	12.3	20.5
平成10年	12.3	18.6
平成11年	12	17
平成12年	12	16
平成13年	12	13
平成14年	12	13
平成15年	8.8	10
平成16年	8.2	10

3 本件立木の評価方法

評価通達の立木の評価方法は、平成16年2月25日付課評2-3ほかの評価通達の改正通達

により改正されており（その改正前の評価通達による立木の評価方法を「従前評価方法」といい、改正後の評価方法を「平成16年評価方法」という。）、樹齢10年未満の幼齢立木の評価方法等が改められ、立木標準価額が大幅に引き下げられた。これは、立木の取引価格が平成3年以降長らく下落傾向にありながら、立木標準価額の見直しがされずに推移し、評価通達が定める標準価額比準方式による評価が長年にわたって過大となっていたのを、平成16年に至って是正したものである。

例えば、カラマツ、トドマツ、雑木とも、平成3年から平成15年まで取引価格が下落傾向にあり、カラマツ（50年）は、平成15年に大幅に下落、同年から下げ止まっており、トドマツは、平成15年に大幅に下落、平成16年から下げ止まっており、雑木も同様である。

したがって、従前評価方法によって計算される価額（被告主張の価額）よりも、平成16年評価方法によって計算される下記の価額の方が、より本件相続開始時における本件立木の時価に近接しており、課税価格の認定はこの価額に基づいて行われる必要がある。

4 本件立木の価額の計算式

平成16年評価方法を当てはめて平成13年の立木価額を計算すると、平成13年基準（乙6、194頁）に代えて平成16年基準による金額を用いるべきであり、次の計算式によることになる。なお、雑木については平成13年基準に標準価額の定めがなかった以上零円とすべきである。税務署長側が、取消訴訟において、評価基準に定めがない標準価額を用いて計算した価額を主張することが許される根拠はない。

$$\text{（計算式）立木価額} = \text{②} \times (\text{③} \div \text{④}) \times \text{⑤} \times \text{①} \times 0.85$$

①＝面積（ha）

②＝1ha当たりの樹齢別標準価額（円/ha）

③＝1ha当たりの実際の立木材積（立米/ha）
（森林調査書（乙8）による。）

④＝1ha当たりの標準立木材積（立米/ha）
（平成13年基準（乙6、196頁）による。）

⑤＝地利級の割合
（森林調査書（乙8）、平成13年基準（乙6、198頁）による。）

実際に上記計算式によって計算される本件立木の価額は下記のとおりであり、この価額を前提として課税価格の認定がされるべきである。

記

番号14のA町の立木	837万4521円
番号15のD町の立木	390万0248円
番号16の深川市の立木	146万9384円
番号17のG町の立木	26万1693円
番号18のH町の立木	零円

第5 当裁判所の判断

1 評価通達及び評価基準の意義について

相続税法22条及び26条の2にいう時価とは、ごく抽象的にいうならば、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額、すなわち市場価額を指すといえることができるが、実際に、ある特定の財産について、時価を適正に把握することには一定の

困難を伴う。特に、市場性の少ない財産についてそのことが顕著である。したがって、相続税法が、時価を基準として課税価格を計算するとしながら、大部分の財産について時価評価の方法を定めず、しかも、申告納税を義務付けている法状況の下では、なるべく容易かつ的確に時価を把握する標準的手法が公権的に定められない限り、困難な納税を納税者に押しつける結果となる。また、そのような標準的手法が公権的に定められない状況下では、課税処分の予測可能性がなくなり、課税の公平も図ることができないし、個々の課税処分を行うために時間と費用を投じて時価を把握しなければならなくなるから、課税庁の徴税費用の負担も極めて多大なものとなり、税務行政の停滞を招くことが明らかである。

したがって、現行の相続税法の下では、納税の便宜、納税者間の公平、徴税費用の節減の観点から、なるべく容易かつ的確に時価を把握する標準的手法を公権的に定めることが必然的に要請されるのであり、国税庁長官が定める財産評価基本通達及び国税局長が定める財産評価基準は、正に、その要請に応えるものである。そして、国税当局（国税庁及び各地の国税局）は、財産評価基本通達及び財産評価基準を上記要請に応えるものとするため、財産評価に関する専門家、有識者や市場取引に精通した者の意見を参考にしながら（土地については相続税法26条の3により設置された土地評価審議会の審議に基づき）、長年、財産評価基本通達及び財産評価基準のあり方を検討し、必要に応じてこれを改正する作業を繰り返してきたのである。

そうすると、財産評価基本通達及び財産評価基準が定める評価方法で得られた価額（以下「通達に基づく価額」という。）は、税務行政においてのみならず税務訴訟においても、一応、時価に近似し、かつ、時価を上回らない額であることが推認されるということが出来る。すなわち、税務訴訟において、課税庁は、通達に基づく価額を明らかにすることにより課税処分の適法性を主張立証し得るものと解される。

しかしながら、財産評価基本通達及び財産評価基準が定める評価方法は、相続税法が定める評価方法とは異なり、反証を許す性質のものである。法律が定めた評価方法ではないからである。すなわち、税務訴訟において、納税者が、適切な鑑定評価額を主張立証することにより、通達に基づく価額が時価を上回ることを明らかにした場合、裁判所は、その上回る限度で課税処分が相続税法の規定に抵触する違法なものであると認定しなければならない。そうしなければ、相続税法の規定とは無関係に、通達による課税処分を容認する結果となり、租税法律主義を損なうからである。

2 本件山林の価額について

- (1) 乙第5、第6号証及び弁論の全趣旨によれば、評価通達及び平成13年基準に基づいて得られた本件山林の価額が被告主張（別表4）のとおりであることが認められるが、本件鑑定によれば、番号1のA町の山林の価額は5696万円、番号2のD町の山林の価額は4410万円であることが認められる。

したがって、本件山林の通達に基づく価額を前提とする課税価格の認定は、本件鑑定価額を上回る限度で、相続税法の規定に抵触するといわなければならない。

- (2) 被告は、乙第17号証の不動産鑑定士の不動産鑑定評価書及び乙第18号証の不動産鑑定士の意見書（乙第23号証により一部訂正）に基づき、本件鑑定が適切ではないと主張するので、この主張について検討する。

上記意見書及びこれに基づく被告の主たる指摘は、本件鑑定が定説的評価手法（国土交通省が定める不動産鑑定評価基準－乙第19号証）に拠っていないという点である。確かに、市場

性に富んだ不動産の場合、定説的評価手法によって得られる結論の信頼性が高いことが承認されているといえる。本件山林は、北海道内の広大な山林であり、このような山林の市場性はそれほど高くはない。したがって、本件山林の価額評価は、不動産評価の専門家としての知識及び経験を総動員して行う必要がある困難な判断であり、定説的評価手法によって得られた結論がより実勢地価に近似するはずだとは言いがたい状況がある。乙第17号証の評価書が示す価額と本件鑑定価額のどちらが本件相続開始時の時価に近似するのかを客観的に検証することはかなり困難なことである。

本件鑑定価額は、当事者とは全く利害関係のない専門家として裁判所が選任した鑑定人が、誠実に鑑定する旨を裁判所に宣誓した上で、専門的知見を総合駆使して得られた結論であり、本件鑑定の判断過程が合理的であるならば、被告が援用する上記評価書や意見書の指摘を前提としても、本件鑑定の信頼性や証拠力が左右されることはないというべきである。

さて、本件鑑定は、別表2のとおり、近隣の山林の基準地の平成21年6月1日時点の価格に基づき、本件山林の面積及び保安林の割合並びに接道状況を認定し、基準地の平米単価から標準単価を査定し、標準単価に修正率を乗じて増額及び減額補正をし、本件相続開始時に遡って時点修正をして本件山林の価額を判断したものであり、鑑定書及び鑑定補充書（鑑定人I作成の平成22年7月21日付け不動産鑑定評価書及び平成22年11月17日付け補充鑑定申出書（鑑定評価書第●●●●号）に係る回答と題する書面）を検討しても、本件鑑定の判断過程には、合理性や適正さに疑問を差し挟むべき部分があるということとはできず、本件鑑定価額を採用して裁判所が事実認定を行うことに何ら支障はないといわなければならない。

3 雑木以外の本件立木の価額について

- (1) 乙第5、第6号証及び弁論の全趣旨によれば、評価通達及び平成13年基準が定める、雑木以外の森林の立木の評価手法が被告主張のとおりであり、その評価手法に基づいて得られた雑木を除く本件立木の価額が、被告が主張（別表5）のとおりであって、その合計が2547万9053円であることが認められる。
- (2) 本件においては、雑木以外の本件立木の通達に基づく価額が、時価の85パーセントを上回ることについての的確な反証がされたとは認められないから、上記価額が雑木以外の本件立木の価額であると認めて差支えない。
- (3) 原告らは、平成16年評価方法が平成13年当時の立木の評価方法として適切であるとの前提で本件立木の価額を計算するが、平成16年評価方法は、あくまで、平成16年分及びそれ以降の相続税に係る財産評価の手法として国税当局によって定められたものにすぎないから、これが平成13年分相続税に係る財産の時価の評価手法として適切であるとの根拠は薄弱といわざるをえない。

4 本件立木のうち雑木の価額について

- (1) 乙第6、第7及び第10号証によれば、平成12年基準と平成14年基準においては雑木の標準価額が定められているが、平成13年基準においては雑木の標準価額が定められていないことが認められる。にもかかわらず、被告は、雑木に関する限り、平成14年基準所定の標準価額を用いて計算された価額を主張している。
- (2) もし、被告が、税務訴訟においては、課税庁も、通達に基づく価額と異なる（それより多額の）価額の主張立証をして課税処分 of 適法性を維持することができるとの立場に立って主張を行っているとするれば、その主張が租税平等主義（憲法14条の要請）に反しないかどうか検

討を要する。

財産評価基本通達や財産評価基準が定められたのは、前記1のとおり、予測可能性のある課税処分を義務付け、納税者間の公平を図るという要請にも応えるためでもあるから、財産評価基本通達や財産評価基準による平等な取扱いの要請は、税務訴訟の場面では無視してよいというものではないはずである。

ただ、財産評価基本通達や財産評価基準を画一的・形式的に適用すると実質的な租税負担の公平を著しく害する特段の事情がある場合には、実質的な納税者の公平を確保するとの観点から、例外的に、課税庁が、通達に基づく価額と異なる価額を主張することも許される場合が全くないわけではないように思われる（東京地方裁判所平成4年3月11日判決・判例時報1416号ほかいくつかの下級審裁判例がある。）。

(3) ただ、本件では、被告は上記特段の事情を主張しないまま平成14年基準の適用を主張しているから、被告の主張は、通達に基づく価額と異なる価額を主張する趣旨ではなく、評価通達及び平成13年基準の解釈適用の一つのあり方として、平成13年基準にも平成14年基準と同様の標準価額の定めがあると解釈して平成13年基準を適用すべきであるとの主張しているものと理解すべきであろうと思われる。

しかしながら、評価基準は、札幌国税局長が恣意的に定めているのではなく、有識者や市場取引に精通した者の意見を参考にして定めているのであるから、平成13年基準において雑木の標準価額が定められていないのは、平成13年分相続税に係る財産評価において雑木の時価は評価するまでもないとの見識に立つてのことと考えなければならない。したがって、本件立木のうち雑木については、通達に基づく価額は零円とするほかない。すなわち、被告主張の価額は、結論的には通達に基づく価額ではないと解されるから、これが、時価に近似し、かつ、時価を上回らない額であることが推認されるというものでもない。被告主張の価額を採用して雑木の価額を認定することはできない。

5 相続税及び過少申告加算税の額について

前記認定の本件山林及び本件立木の価額を前提とすれば、戊及び原告らの課税価格は、別表1-2のとおりとなり、納付すべき相続税額及び賦課すべき過少申告加算税額は、別表3-2のとおりとなる。

第6 結論

よって、本件請求は主文1項の限度で理由があるからこれを認容することとし、その余を失当として棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、64条を適用して、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 橋詰 均

裁判官 宮崎 謙

裁判官 館 英子

(別表1-1: 課税価格に関する被告の主張)

番号	相続財産の表示	価額	遺産取得の割合	戊の取得額	原告甲の取得額	原告乙の取得額	原告丙の取得額
1	A町の山林33筆	¥80,977,177	戊1/2 甲1/2	¥40,488,591	¥40,488,586	¥0	¥0
2	D町の山林3筆	¥51,387,570	同上	¥25,693,786	¥25,693,784	¥0	¥0
3	上記1、2以外の山林17筆	¥36,721,065	同上	¥18,360,535	¥18,360,530	¥0	¥0
4	原野2筆	¥29,120,430	戊単独	¥29,120,430	¥0	¥0	¥0
5	雑種地3筆	¥14,807	戊1/2 甲1/2	¥7,404	¥7,403	¥0	¥0
6	(株)Jの株式	¥55,787,754	同上	¥27,893,877	¥27,893,877	¥0	¥0
7	(有)Kの株式	¥2,234,400	甲単独	¥0	¥2,234,400	¥0	¥0
8	上記6、7以外の有価証券	¥2,094,500	同上	¥0	¥2,094,500	¥0	¥0
9	定期預金	¥100,002,520	乙28/100 丙28/100 戊44/100	¥44,001,109	¥0	¥28,000,706	¥28,000,705
10	定期預金	¥100,002,410	甲58/100 戊42/100	¥42,001,012	¥58,001,398	¥0	¥0
11	上記9、10以外の預金5口	¥64,502,730	戊単独	¥64,502,730	¥0	¥0	¥0
12	現金	¥7,100,000	法定相続分	¥3,600,000	¥1,166,667	¥1,166,666	¥1,166,667
13	家庭用財産	¥80,000	戊単独	¥80,000	¥0	¥0	¥0
14	A町の立木	¥22,427,446	戊1/2 甲1/2	¥11,213,723	¥11,213,723	¥0	¥0
15	D町の立木	¥3,597,485	同上	¥1,798,743	¥1,798,742	¥0	¥0
16	深川市の立木	¥1,077,982	同上	¥538,991	¥538,991	¥0	¥0
17	G町の立木	¥768,775	同上	¥384,388	¥384,387	¥0	¥0
18	H町の立木	¥292,771	同上	¥146,386	¥146,385	¥0	¥0
19	電話加入権	¥23,000	戊単独	¥23,000	¥0	¥0	¥0
20	ゴルフ会員権	¥490,000	同上	¥490,000	¥0	¥0	¥0
21	未収金	¥514,850	法定相続分	¥257,425	¥85,808	¥85,809	¥85,808
22	1~21の合計	¥559,217,672	—	¥310,602,130	¥190,109,181	¥29,253,181	¥29,253,180
23	債務・葬儀費用	¥32,951,154	—	¥31,066,454	¥1,336,900	¥273,900	¥273,900
24	3年以内の贈与	¥4,145,826	—	¥4,145,826	¥0	¥0	¥0
25	課税価格	¥530,411,000	—	¥283,681,000	¥188,772,000	¥28,979,000	¥28,979,000

(別表1-2: 裁判所の認定)

番号	相続財産の表示	価額	遺産取得の割合	戊の取得額	原告甲の取得額	原告乙の取得額	原告丙の取得額
1	A町の山林33筆	¥56,960,000	戊1/2 甲1/2	¥28,480,000	¥28,480,000	¥0	¥0
2	D町の山林3筆	¥44,100,000	同上	¥22,050,000	¥22,050,000	¥0	¥0
3	上記1、2以外の山林17筆	¥36,721,065	同上	¥18,360,535	¥18,360,530	¥0	¥0
4	原野2筆	¥29,120,430	戊単独	¥29,120,430	¥0	¥0	¥0
5	雑種地3筆	¥14,807	戊1/2 甲1/2	¥7,404	¥7,403	¥0	¥0
6	(株)Jの株式	¥55,787,754	同上	¥27,893,877	¥27,893,877	¥0	¥0
7	(有)Kの株式	¥2,234,400	甲単独	¥0	¥2,234,400	¥0	¥0
8	上記6、7以外の有価証券	¥2,094,500	同上	¥0	¥2,094,500	¥0	¥0
9	定期預金	¥100,002,520	乙28/100 丙28/100 戊44/100	¥44,001,109	¥0	¥28,000,706	¥28,000,705
10	定期預金	¥100,002,410	甲58/100 戊42/100	¥42,001,012	¥58,001,398	¥0	¥0
11	上記9、10以外の預金5口	¥64,502,730	戊単独	¥64,502,730	¥0	¥0	¥0
12	現金	¥7,100,000	法定相続分	¥3,600,000	¥1,166,667	¥1,166,666	¥1,166,667
13	家庭用財産	¥80,000	戊単独	¥80,000	¥0	¥0	¥0
14	本件立木	¥25,479,053	戊1/2 甲1/2	¥12,739,527	¥12,739,526	¥0	¥0
15						¥0	¥0
16						¥0	¥0
17						¥0	¥0
18						¥0	¥0
19	電話加入権	¥23,000	戊単独	¥23,000	¥0	¥0	¥0
20	ゴルフ会員権	¥490,000	同上	¥490,000	¥0	¥0	¥0
21	未収金	¥514,850	法定相続分	¥257,425	¥85,808	¥85,809	¥85,808
22	1~21の合計	¥525,227,519	—	¥293,607,049	¥173,114,109	¥29,253,181	¥29,253,180
23	債務・葬儀費用	¥32,951,154	—	¥31,066,454	¥1,336,900	¥273,900	¥273,900
24	3年以内の贈与	¥4,145,826	—	¥4,145,826	¥0	¥0	¥0
25	課税価格	¥496,421,000	—	¥266,686,000	¥171,777,000	¥28,979,000	¥28,979,000

(別表2：裁判所の鑑定による山林評価)

区分	所在・地番	面積	標準単価	修正率	現在価格 (H22. 6. 1)	相続時価格 (H13. 11. 8)
A-1	A町(現:C町)	合計 295万4127㎡ (上記面積のうち約94.4%は昭和46年11月22日に水源涵養保安林として指定されている。) (幅員3mの未舗装町道に接面)	20円/㎡ (幅員3mの未舗装町道に接道する規模10万㎡程度の林地としての標準単価)	保安林減価×0.86 大規模減価×0.52 修正後の単価 =20円×0.45 =9円	2660万円	4890万円
A-2	同上	合計 8万3918㎡ (無道路地)	同上	無道路減価×0.85	149万円	274万円
A-3	同上	合計 6万5269㎡ (無道路地)	同上	自然条件増価 (傾斜が緩やか) ×1.05	116万円	213万円
A-4	同上	合計 4万7609㎡ (無道路地)	同上	修正後の単価 =20円×0.89 =17.8円	84万7000円	156万円
A-5	同上	4万9769㎡ (無道路地)	同上		88万6000円	163万円
B	D町(現:F町)	合計 253万2166㎡ (幅員5mの舗装町道に接面)	15円/㎡ (幅員5mの舗装町道に接道する規模10万㎡程度の林地としての標準単価)	三方道路増価×1.03 大規模減価×0.57 修正後の単価 =15円×0.59 =8.9円	2250万円	4410万円
【注1】標準単価を求める上での基準地			A-1～5=勇払郡(A基準地)			
			B=日高郡(B基準地)			
【注2】上記基準地の価格(価格基準日)			A基準地=26円/㎡(H21. 7. 1)			
			B基準地=17.5円/㎡(H21. 7. 1)			
【注3】現在価格と相続時価格の時点修正率			1.84倍=価格基準日と平成13年の基準地価格の比較			

(別表3-1: 被告の税額計算)		戊	原告甲	原告乙	原告丙
課税価格	¥530,411,000	¥283,681,000	¥188,772,000	¥28,979,000	¥28,979,000
基礎控除	¥90,000,000	—	—	—	—
控除後の課税価格	¥440,411,000	—	—	—	—
上記を法定相続分により按分		¥220,205,000	¥73,401,000	¥73,401,000	¥73,401,000
800万円以下の税率10%		¥800,000	¥800,000	¥800,000	¥800,000
800万円超1600万円以下の税率15%		¥1,200,000	¥1,200,000	¥1,200,000	¥1,200,000
1600万円超3000万円以下の税率20%		¥2,800,000	¥2,800,000	¥2,800,000	¥2,800,000
3000万円超5000万円以下の税率25%		¥5,000,000	¥5,000,000	¥5,000,000	¥5,000,000
5000万円超1億円以下の税率30%		¥15,000,000	¥7,020,300	¥7,020,300	¥7,020,300
1億円超2億円以下の税率40%		¥40,000,000	—	—	—
2億円超4億円以下の税率50%		¥10,102,500	—	—	—
相続税額	¥125,363,400	¥74,902,500	¥16,820,300	¥16,820,300	¥16,820,300
実際取得財産額の比率		0.53483242240	0.35589759639	0.05463499060	0.05463499060
原告らが納付すべき相続税額		—	¥44,616,500	¥6,849,200	¥6,849,200

(別表3-2: 裁判所の税額計算)		戊	原告甲	原告乙	原告丙
課税価格	¥496,421,000	¥266,686,000	¥171,777,000	¥28,979,000	¥28,979,000
基礎控除	¥90,000,000	—	—	—	—
控除後の課税価格	¥406,421,000	—	—	—	—
上記を法定相続分により按分		¥203,210,000	¥67,736,000	¥67,736,000	¥67,736,000
800万円以下の税率10%		¥800,000	¥800,000	¥800,000	¥800,000
800万円超1600万円以下の税率15%		¥1,200,000	¥1,200,000	¥1,200,000	¥1,200,000
1600万円超3000万円以下の税率20%		¥2,800,000	¥2,800,000	¥2,800,000	¥2,800,000
3000万円超5000万円以下の税率25%		¥5,000,000	¥5,000,000	¥5,000,000	¥5,000,000
5000万円超1億円以下の税率30%		¥15,000,000	¥5,320,800	¥5,320,800	¥5,320,800
1億円超2億円以下の税率40%		¥40,000,000	¥0	¥0	¥0
2億円超4億円以下の税率50%		¥1,605,000			
法定相続分による相続税額		¥66,405,000	¥15,120,800	¥15,120,800	¥15,120,800
相続税合計	¥111,767,400				
実際取得財産額の比率		0.53721740216	0.34603088910	0.05837585437	0.05837585437
原告らが納付すべき相続税額		—	¥38,674,900	¥6,524,500	¥6,524,500
申告税額		—	¥26,975,600	¥5,725,300	¥5,725,300
新たに納付すべき税額		—	¥11,690,000	¥790,000	¥790,000
過少申告加算税額		—	¥1,169,000	¥79,000	¥79,000

相続に係る本件各山林の評価明細

(単位：円)

順号	地目	所在地	地積(m ²)	固定資産税 評価額(①)	倍率 (②)	保安林の 控除割合 (③)	価額 (①×②×(1-③))
1	山林	A町	518,862	1,634,415	12	0.3	13,729,086
2	山林	A町	42,413	133,600	12		1,603,200
3	山林	A町	2,975	9,371	12		112,452
4	山林	A町	2,934	9,242	12		110,904
5	山林	A町	19,526	61,506	12		738,072
6	山林	A町	916	2,885	12		34,620
7	山林	A町	16,340	51,471	12		617,652
8	山林	A町	37,153	117,031	12		1,404,372
9	山林	A町	25,574	80,558	12		966,696
10	山林	A町	1,209	3,808	12		45,696
11	山林	A町	16,066	50,607	12		607,284
12	山林	A町	84,838	267,239	12	0.3	2,244,807
13	山林	A町	95,045	299,391	12	0.3	2,514,884
14	山林	A町	17,826	56,151	12	0.3	471,668
15	山林	A町	15,218	47,936	12	0.3	402,662
16	山林	A町	4,973	15,664	12	0.3	131,577
17	山林	A町	14,191	44,701	12	0.3	375,488
18	山林	A町	8,101	25,518	12	0.3	214,351
19	山林	A町	5,598	17,633	12	0.3	148,117
20	山林	A町	372,913	1,174,675	12	0.5	7,048,050
21	山林	A町	735,726	2,317,536	12	0.5	13,905,216
22	山林	A町	915,730	2,884,549	12	0.3	24,230,211
23	山林	A町	149	469	12		5,628
24	山林	A町	360	1,134	12		13,608
25	山林	A町	83,409	262,738	12		3,152,856
26	山林	A町	55,642	175,272	12		2,103,264
27	山林	A町	1,161	3,657	12		43,884
28	山林	A町	8,466	26,667	12		320,004

別表 4

(単位：円)

順号	地目	所在地	地積(m ²)	固定資産税 評価額(①)	倍率 (②)	保安林の 控除割合 (③)	価額 (①×②×(1-③))
29	山林	A町	46,767	147,316	12		1,767,792
30	山林	A町	154	485	12		5,820
31	山林	A町	597	1,880	12		22,560
32	山林	A町	91	286	12		3,432
33	山林	A町	49,769	156,772	12		1,881,264
		計					80,977,177
34	山林	D町	2,272,774	3,522,799	13		45,796,387
35	山林	D町	4,529	7,019	13		91,247
36	山林	D町	254,863	423,072	13		5,499,936
		計					51,387,570

本件各立木の評価明細

順号	所在地	林班	小班	① 面積 (ha)	樹種	樹齡	② 1ヘクタール 当たりの樹齡 別標準価額 (円)	③ 実際の1ヘク タール当たり の立木材積 (m ³)	④ 1ヘクタール 当たり標準立 木材積 (m ³)	⑤ 地利級の 割合	⑥ 地味級の 割合	⑦ 立木度の 割合	⑧ 算出額 ②×③÷④×⑤×⑦ 又は ②×⑤×⑥×⑦×⑧	⑨ 保安林等の 控除割合	⑩ 保安林等の控除割 合適用後の価額 (⑧×(1-⑨))	⑪ 持分割合に 基づく価額	⑫ 価額 (⑪×0.85)
1	A町	48	7	0.68	天雑木	44	38,251	70		0.1	0.6	0.6	936		936	936	795
2	A町	48	16	4.28	カラマツ	46	300,000	210	288	0.1			89,880		89,880	89,880	76,398
3	A町	48	41	5.24	カラマツ	38	215,000	194	238	0.1			90,128		90,128	90,128	76,608
4	A町	48	44	8.56	天雑木	64	56,840	80		0.1	0.6	0.6	17,515		17,515	17,515	14,887
5	A町	48	47	2.24	ストロブ	35	189,000	150	217	0.1			27,518		27,518	27,518	23,390
6	A町	48	48	2.04	カラマツ	39	225,000	197	245	0.1			36,720		36,720	36,720	31,212
7	A町	48	49	0.36	ストロブ	39	225,000	197	245	0.1			6,480		6,480	6,480	5,508
8	A町	48	50	0.48	バンクス	34	31,378	108		0.1	1.0	1.0	1,506		1,506	1,506	1,280
9	A町	48	54	0.96	天雑木	34	31,378	50		0.1	0.6	0.6	1,084		1,084	1,084	921
10	A町	48	62	0.04	天雑木	43	37,497	50		0.1	0.6	0.6	53		53	53	45
11	A町(水源かん養保安林)	50	1	0.60	天雑木	35	32,016	86		0.1	0.6	0.6	691	0.3	483	483	410
12	A町(水源かん養保安林)	50	2-1	6.20	カラマツ	45	288,000	210	282	0.1			124,992	0.3	87,494	87,494	74,369
13	A町(水源かん養保安林)	50	2-2	6.20	ストロブ	45	288,000	210	282	0.1			124,992	0.3	87,494	87,494	74,369
14	A町(水源かん養保安林)	50	3	0.44	ストロブ	35	189,000	100	217	0.1			3,742	0.3	2,619	2,619	2,226
15	A町(水源かん養保安林)	50	4	1.20	ストロブ	35	189,000	200	217	0.5			102,060	0.3	71,442	71,442	60,725
16	A町(水源かん養保安林)	50	5	4.80	カラマツ	43	266,000	207	270	0.5			478,800	0.3	335,160	335,160	284,886
17	A町(水源かん養保安林)	50	6-1	3.80	カラマツ	44	277,000	208	276	0.5			394,725	0.3	276,307	276,307	234,860
18	A町(水源かん養保安林)	50	6-2	3.80	ストロブ	44	277,000	208	276	0.5			394,725	0.3	276,307	276,307	234,860
19	A町(水源かん養保安林・指 定施業要件択伐林分)	50	7	1.88	カラマツ	41	245,000	145	258	0.5			126,665	0.5	63,332	63,332	53,832
20	A町(水源かん養保安林)	50	8	3.68	カラマツ	41	245,000	202	258	0.5			338,100	0.3	236,670	236,670	201,169
21	A町(水源かん養保安林)	50	9-1	0.32	トドマツ	18	92,000	43	16	1.0			78,016	0.3	54,611	54,611	46,419
22	A町(水源かん養保安林)	50	9-2	0.32	マカバ	18	15,000	43		1.0	0.6	1.0	2,880	0.3	2,016	2,016	1,713
23	A町(水源かん養保安林・指 定施業要件択伐林分)	50	10	0.80	天雑木	49	42,224	75		1.0	0.6	0.6	12,160	0.5	6,080	6,080	5,168
24	A町(水源かん養保安林)	50	11	2.64	カラマツ	41	245,000	203	258	1.0			485,100	0.3	339,570	339,570	288,634
25	A町(水源かん養保安林)	50	12	0.08	ストロブ	35	189,000	250	217	1.0			17,388	0.3	12,171	12,171	10,345
26	A町(水源かん養保安林)	50	13	2.00	カラマツ	40	235,000	201	252	0.5			176,250	0.3	123,375	123,375	104,868
27	A町(水源かん養保安林)	50	14	6.28	カラマツ	42	255,000	204	264	1.0			1,201,050	0.3	840,735	840,735	714,624
28	A町(水源かん養保安林)	50	15	0.28	トドマツ	33	124,000	185	90	1.0			71,176	0.3	49,823	49,823	42,349

注：「立木の評価明細」に係る各欄については、次の1及び2のとおりである。

- 1 「所在地」、「林班」、「小班」、「面積」、「樹種」、「樹齡」及び「実際の1ヘクタール当たりの立木材積」の各欄は、森林調査簿に基づいている（乙第8号証）。
- 2 「1ヘクタール当たりの樹齡別標準価額」、「1ヘクタール当たりの標準立木材積」、「地利級の割合」、「地味級の割合」及び「立木度の割合」の各欄は「平成13年分財産評価基準書・評価倍率表」（乙第6号証）の定めによる。
なお、雑木の「1ヘクタール当たりの樹齡別標準価額」及び「地味級の割合」の各欄は、「平成14年分財産評価基準書・評価倍率表」（乙第7号証）の定めによる。

本件各立木の評価明細

順号	所在地	林班	小班	① 面積 (ha)	樹種	樹齡	② 1ヘクタール 当たりの樹齡 別標準価額 (円)	③ 実際の1ヘク タール当たり の立木材積 (m ³)	④ 1ヘクタール 当たり標準立 木材積 (m ³)	⑤ 地利級 の割合	⑥ 地味級 の割合	⑦ 立木度 の割合	⑧ 算出額 ②×③÷④×⑤×⑥ 又は ②×⑤×⑥×⑦×⑧	⑨ 保安林等の 控除割合	⑩ 保安林等の控除割 合適用後の価額 (⑧×(1-⑨))	⑪ 持分割合に 基づく価額	⑫ 価額 (⑪×0.85)
29	A町(水源かん養保安林)	50	16-1	0.112	トドマツ	18	92,000	43	16	1.0			27,305	0.3	19,113	19,113	16,246
30	A町(水源かん養保安林)	50	16-2	0.048	マカバ	18	15,000	43		1.0	0.6	1.0	432	0.3	302	302	256
31	A町(水源かん養保安林)	50	17	1.88	カラマツ	42	255,000	204	264	0.5			179,775	0.3	125,842	125,842	106,965
32	A町(水源かん養保安林)	50	18	3.68	カラマツ	42	255,000	204	264	1.0			703,800	0.3	492,660	492,660	418,761
33	A町(水源かん養保安林・指 定施業要件択伐林分)	50	19-1	0.16	トドマツ	18	92,000	43	16	1.0			39,008	0.5	19,504	19,504	16,578
34	A町(水源かん養保安林・指 定施業要件択伐林分)	50	19-2	0.16	マカバ	18	15,000	43		1.0	0.6	1.0	1,440	0.5	720	720	612
35	A町(水源かん養保安林)	50	20	0.360	ストロブ	41	245,000	208	258	1.0			70,560	0.3	49,392	49,392	41,983
36	A町(水源かん養保安林)	50	21	2.680	天雑木	49	42,224	75		1.0	0.6	0.6	40,737	0.3	28,515	28,515	24,237
37	A町(水源かん養保安林・指 定施業要件択伐林分)	50	22-1	0.072	トドマツ	18	92,000	41	16	1.0			16,891	0.5	8,445	8,445	7,178
38	A町(水源かん養保安林・指 定施業要件択伐林分)	50	22-2	0.048	マカバ	18	15,000	41		1.0	0.6	1.0	432	0.5	216	216	183
39	A町(水源かん養保安林)	50	23	9.040	カラマツ	44	277,000	149	276	1.0			1,252,040	0.3	876,428	876,428	744,963
40	A町(水源かん養保安林)	50	24-1	0.192	トドマツ	18	92,000	43	16	0.5			23,404	0.3	16,382	16,382	13,924
41	A町(水源かん養保安林)	50	24-2	0.128	マカバ	18	15,000	43		0.5	0.6	1.0	576	0.3	403	403	342
42	A町(水源かん養保安林)	50	25	6.280	カラマツ	44	277,000	209	276	0.5			652,335	0.3	456,634	456,634	388,138
43	A町(水源かん養保安林)	50	26	1.560	カラマツ	42	255,000	205	264	0.5			149,175	0.3	104,422	104,422	88,758
44	A町(水源かん養保安林)	50	27-1	0.140	トドマツ	18	92,000	42	16	0.5			16,744	0.3	11,720	11,720	9,962
45	A町(水源かん養保安林)	50	27-2	0.140	マカバ	18	15,000	42		0.5	0.6	1.0	630	0.3	441	441	374
46	A町(水源かん養保安林・指 定施業要件択伐林分)	50	28	0.160	天雑木	49	42,224	75		1.0	0.6	0.6	2,432	0.5	1,216	1,216	1,033
47	A町(水源かん養保安林)	50	29	5.880	カラマツ	44	277,000	209	276	1.0			1,221,570	0.3	855,099	855,099	726,834
48	A町(水源かん養保安林)	50	30	1.880	カラマツ	36	198,000	213	224	1.0			353,628	0.3	247,539	247,539	210,408
49	A町(水源かん養保安林・指 定施業要件択伐林分)	50	31	0.600	カラマツ	46	300,000	211	288	1.0			126,000	0.5	63,000	63,000	53,550
50	A町(水源かん養保安林・指 定施業要件択伐林分)	50	32	0.400	天雑木	49	42,224	75		1.0	0.6	0.6	6,080	0.5	3,040	3,040	2,584

本件各立木の評価明細

順号	所在地	林班	小班	① 面積 (ha)	樹種	樹齡	② 1ヘクタール 当たりの樹齡 別標準価額 (円)	③ 実際の1ヘク タール当たり の立木材積 (m ³)	④ 1ヘクタール 当たり標準立 木材積 (m ³)	⑤ 地利級 の割合	⑥ 地味級 の割合	⑦ 立木度 の割合	⑧ 算出額 ②×③÷④×⑤×① 又は ②×⑤×⑥×⑦×①	⑨ 保安林等の 控除割合	⑩ 保安林等の控除割 合適用後の価額 (⑧×(1-⑨))	⑪ 持分割合に 基づく価額	⑫ 価額 (⑪×0.85)
51	A町(水源かん養保安林)	50	33-1	0.120	カラマツ	41	245,000	204	258	1.0			22,050	0.3	15,435	15,435	13,119
52	A町(水源かん養保安林)	50	33-2	0.120	ストロブ	41	245,000	204	258	1.0			22,050	0.3	15,435	15,435	13,119
53	A町(水源かん養保安林)	50	34	2.920	カラマツ	43	266,000	206	270	1.0			582,540	0.3	407,778	407,778	346,611
54	A町(水源かん養保安林)	50	35	3.080	カラマツ	45	288,000	210	282	1.0			620,928	0.3	434,649	434,649	369,451
55	A町(水源かん養保安林)	50	36	1.240	カラマツ	45	288,000	209	282	1.0			249,984	0.3	174,988	174,988	148,739
56	A町(水源かん養保安林)	50	37	0.520	カラマツ	42	255,000	205	264	1.0			99,450	0.3	69,615	69,615	59,172
57	A町(水源かん養保安林)	50	38	0.880	カラマツ	44	277,000	209	276	1.0			182,820	0.3	127,974	127,974	108,777
58	A町(水源かん養保安林)	50	39	11.840	カラマツ	47	312,000	211	294	1.0			2,585,856	0.3	1,810,099	1,810,099	1,538,584
59	A町(水源かん養保安林)	50	40	17.000	カラマツ	46	300,000	211	288	1.0			3,570,000	0.3	2,499,000	2,499,000	2,124,150
60	A町(水源かん養保安林)	50	41	16.560	カラマツ	45	288,000	210	282	1.0			3,338,496	0.3	2,336,947	2,336,947	1,986,404
61	A町(水源かん養保安林)	50	42-1	3.040	アカエゾ	27	108,000	62	56	1.0			361,152	0.3	252,806	252,806	214,885
62	A町(水源かん養保安林)	50	42-2	3.040	トドマツ	27	108,000	62	56	1.0			361,152	0.3	252,806	252,806	214,885
63	A町(水源かん養保安林)	50	43	54.200	カラマツ	49	337,000	214	306	0.5			5,936,255	0.3	4,155,378	4,155,378	3,532,071
64	A町(水源かん養保安林)	50	49	0.560	ストロブ	34	181,000	242	210	0.5			58,282	0.3	40,797	40,797	34,677
65	A町(水源かん養保安林)	50	50	0.520	ストロブ	34	181,000	121	210	0.1			5,176	0.3	3,623	3,623	3,079
66	A町(水源かん養保安林)	50	51	0.480	天雑木	43	37,497	68		1.0	0.6	0.6	6,479	0.3	4,535	4,535	3,854
67	A町(水源かん養保安林)	50	52	3.000	ストロブ	34	181,000	169	210	0.5			217,200	0.3	152,040	152,040	129,234
68	A町(水源かん養保安林・指 定施業要件択伐林分)	50	53	1.960	カラマツ	41	245,000	203	258	0.5			180,075	0.5	90,037	90,037	76,531
69	A町(水源かん養保安林)	50	54	0.920	カラマツ	41	245,000	144	258	0.5			61,985	0.3	43,389	43,389	36,880
70	A町(水源かん養保安林)	50	55	0.120	ストロブ	36	198,000	100	224	0.5			4,752	0.3	3,326	3,326	2,827
71	A町(水源かん養保安林)	50	56	0.200	ストロブ	34	181,000	120	210	1.0			19,910	0.3	13,937	13,937	11,846
72	A町(水源かん養保安林・指 定施業要件択伐林分)	50	58	0.800	カラマツ	44	277,000	208	276	1.0			166,200	0.5	83,100	83,100	70,635
73	A町(水源かん養保安林・指 定施業要件択伐林分)	50	59	7.240	カラマツ	44	277,000	149	276	1.0			1,002,740	0.5	501,370	501,370	426,164
74	A町(水源かん養保安林)	50	60	0.200	バンクス	35	32,016	130		0.5	1.0	1.0	3,201	0.3	2,240	2,240	1,904
75	A町(水源かん養保安林)	50	61	0.720	ストロブ	38	215,000	191	238	0.5			61,920	0.3	43,344	43,344	36,842
76	A町(水源かん養保安林・指 定施業要件択伐林分)	50	62	2.920	天雑木	59	51,475	80		0.1	0.6	0.6	5,411	0.5	2,705	2,705	2,299

本件各立木の評価明細

順号	所在地	林班	小班	① 面積 (ha)	樹種	樹齡	② 1ヘクタール 当たりの樹齡 別標準価額 (円)	③ 実際の1ヘク タール当たり の立木材積 (m ³)	④ 1ヘクタール 当たり標準立 木材積 (m ³)	⑤ 地利級 の割合	⑥ 地味級 の割合	⑦ 立木度 の割合	⑧ 算出額 (②×③÷④)×⑤×⑥×⑦ 又は (②×⑤×⑥×⑦×⑧)	⑨ 保安林等の 控除割合	⑩ 保安林等の控除割 合適用後の価額 (⑧×(1-⑨))	⑪ 持分割合に 基づく価額	⑫ 価額 (⑪×0.85)
77	A町(水源かん養保安林・指 定施業要件択伐林分)	50	65	0.440	ストロブ	35	189,000	100	217	0.5			18,711	0.5	9,355	9,355	7,951
78	A町(水源かん養保安林)	50	69	0.640	トドマツ	21	96,000	71	28	0.5			76,800	0.3	53,760	53,760	45,696
79	A町(水源かん養保安林)	50	70	0.400	トドマツ	21	96,000	72	28	0.5			48,960	0.3	34,272	34,272	29,131
80	A町(水源かん養保安林)	50	71	3.200	天雑木	46	39,788	71		1.0	0.6	0.6	45,835	0.3	32,084	32,084	27,271
81	A町(水源かん養保安林)	50	72	0.440	トドマツ	21	96,000	72	28	0.1			10,771	0.3	7,539	7,539	6,408
82	A町(水源かん養保安林・指 定施業要件択伐林分)	50	73	0.440	天雑木	59	51,475	79		0.1	0.6	0.6	815	0.5	407	407	345
83	A町(水源かん養保安林・指 定施業要件択伐林分)	50	74	0.640	天雑木	59	51,475	79		0.1	0.6	0.6	1,185	0.5	592	592	503
84	A町(水源かん養保安林)	50	75	0.320	ストロブ	34	181,000	168	210	0.1			4,633	0.3	3,243	3,243	2,756
85	A町(水源かん養保安林)	50	76	3.920	ストロブ	27	134,000	180	158	1.0			577,808	0.3	404,465	404,465	343,795
86	A町(水源かん養保安林)	50	77	0.560	トドマツ	21	96,000	71	28	0.1			13,440	0.3	9,408	9,408	7,996
87	A町(水源かん養保安林)	50	78	15.680	カラマツ	46	300,000	210	288	1.0			3,292,800	0.3	2,304,960	2,304,960	1,959,216
88	A町(水源かん養保安林)	50	79	1.480	トドマツ	21	96,000	72	28	0.1			36,230	0.3	25,361	25,361	21,556
89	A町(水源かん養保安林)	50	80	0.520	トドマツ	21	96,000	71	28	0.5			62,400	0.3	43,680	43,680	37,128
90	A町(水源かん養保安林)	50	81	0.680	トドマツ	21	96,000	72	28	0.5			83,232	0.3	58,262	58,262	49,522
91	A町(水源かん養保安林)	50	82	0.480	トドマツ	21	96,000	72	28	1.0			117,504	0.3	82,252	82,252	69,914
92	A町(水源かん養保安林)	50	83	0.240	トドマツ	21	96,000	70	28	0.5			28,800	0.3	20,160	20,160	17,136
93	A町(水源かん養保安林)	50	84	0.480	トドマツ	21	96,000	72	28	0.1			11,750	0.3	8,225	8,225	6,991
94	A町	51	2-1	2.100	カラマツ	44	277,000	179	276	0.5			174,510		174,510	174,510	148,333
95	A町	51	2-2	2.100	ストロブ	44	277,000	179	276	0.5			174,510		174,510	174,510	148,333
96	A町	51	6	2.640	ストロブ	35	189,000	175	217	0.1			39,916		39,916	39,916	33,928
97	A町	51	7	3.120	ストロブ	44	277,000	188	276	0.5			280,878		280,878	280,878	238,746
98	A町	51	8	1.080	カラマツ	47	312,000	182	294	0.5			101,088		101,088	101,088	85,924
99	A町(水源かん養保安林)	51	27	1.000	トドマツ	21	96,000	72	28	0.5			122,400	0.3	85,680	85,680	72,828
100	A町(水源かん養保安林)	51	29	30.280	カラマツ	49	337,000	214	306	0.5			3,316,417	0.3	2,321,491	2,321,491	1,973,267
101	A町	51	36	1.280	天雑木	53	45,704	77		0.1	0.6	0.6	2,106		2,106	2,106	1,790
102	A町	51	37	3.080	ストロブ	35	189,000	175	217	0.1			46,569		46,569	46,569	39,583

本件各立木の評価明細

順号	所在地	林班	小班	① 面積 (ha)	樹種	樹齡	② 1ヘクタール 当たりの樹齡 別標準価額 (円)	③ 実際の1ヘク タール当たり の立木材積 (m ³)	④ 1ヘクタール 当たり標準立 木材積 (m ³)	⑤ 地利級 の割合	⑥ 地味級 の割合	⑦ 立木度 の割合	⑧ 算出額 又は ②×③÷④×⑤×⑦ 又は ②×⑤×⑥×⑦×①	⑨ 保安林等の 控除割合	⑩ 保安林等の控除割 合適用後の価額 (⑧×(1-⑨))	⑪ 持分割合に 基づく価額	⑫ 価額 (⑪×0.85)
103	A町	51	38	0.160	天雑木	53	45,704	75		0.1	0.6	0.6	263		263	263	223
104	A町	51	40	0.560	天雑木	44	38,251	50		0.1	0.6	0.6	771		771	771	655
105	A町	51	46	0.520	天雑木	44	38,251	50		0.5	0.6	0.6	3,580		3,580	3,580	3,043

本件各立木の評価明細

順号	所在地	林班	小班	① 面積 (ha)	樹種	樹齡	② 1ヘクタール 当たりの樹齡 別標準価額 (円)	③ 実際の1ヘク タール当たり の立木材積 (m ³)	④ 1ヘクタール 当たり標準立 木材積 (m ³)	⑤ 地利級 の割合	⑥ 地味級 の割合	⑦ 立木度 の割合	⑧ 算出額 ②×③÷④×⑤×⑥ 又は ②×⑤×⑥×⑦×⑧	⑨ 保安林等の 控除割合	⑩ 保安林等の控除割 合適用後の価額 (⑧×(1-⑨))	⑪ 持分割合に 基づく価額	⑫ 価額 (⑪×0.85)
106	D町	182	6	3.88	天雑木	62	54,636	127		0.5	1.0	0.6	63,596		63,596	63,596	54,056
107	D町	207	1	5.60	天雑木	67	60,320	133		0.5	1.0	0.6	101,337		101,337	101,337	86,138
108	D町	207	2	8.36	天雑木	62	54,636	127		0.5	1.0	0.6	137,027		137,027	137,027	116,472
109	D町	207	3	0.20	天雑木	27	24,000	30		1.0	0.6	0.6	1,728		1,728	1,728	1,468
110	D町	207	4	1.00	天雑木	52	44,805	113		1.0	0.6	0.6	16,129		16,129	16,129	13,709
111	D町	207	5	1.08	マカバ	21	17,000	154		1.0	1.3	1.0	23,868		23,868	23,868	20,287
112	D町	207	6	1.84	天雑木	17	14,000	40		1.0	1.0	0.6	15,456		15,456	15,456	13,137
113	D町	207	7	0.44	天雑木	17	14,000	40		1.0	1.0	0.6	3,696		3,696	3,696	3,141
114	D町	207	8	0.84	マカバ	21	17,000	154		1.0	1.3	1.0	18,564		18,564	18,564	15,779
115	D町	207	9	0.48	天雑木	32	30,160	33		1.0	0.6	0.6	5,211		5,211	5,211	4,429
116	D町	207	10	0.24	天雑木	16	14,000	37		1.0	1.0	0.6	2,016		2,016	2,016	1,713
117	D町	207	11	0.24	天雑木	16	14,000	37		1.0	1.0	0.6	2,016		2,016	2,016	1,713
118	D町	207	12-1	1.26	シラカバ	28	26,000	205		1.0	1.3	1.0	42,588		42,588	42,588	36,199
119	D町	207	12-2	1.26	マカバ	28	26,000	205		1.0	1.3	1.0	42,588		42,588	42,588	36,199
120	D町	207	13	1.96	天雑木	16	14,000	37		1.0	1.0	0.6	16,464		16,464	16,464	13,994
121	D町	207	15	2.32	マカバ	29	27,000	84		1.0	1.0	1.0	62,640		62,640	62,640	53,244
122	D町	207	17	1.88	マカバ	29	27,000	84		1.0	1.0	1.0	50,760		50,760	50,760	43,146
123	D町	207	18	3.00	マカバ	21	17,000	155		1.0	1.3	1.0	66,300		66,300	66,300	56,355
124	D町	207	19	0.08	トドマツ	27	108,000	175	56	1.0			26,784		26,784	26,784	22,766
125	D町	207	20	1.08	天雑木	16	14,000	37		1.0	1.0	0.6	9,072		9,072	9,072	7,711
126	D町	207	21	1.24	天雑木	16	14,000	37		1.0	1.0	0.6	10,416		10,416	10,416	8,853
127	D町	207	22	1.64	天雑木	16	14,000	37		1.0	1.0	0.6	13,776		13,776	13,776	11,709
128	D町	207	23	3.84	マカバ	21	17,000	154		1.0	1.3	1.0	84,864		84,864	84,864	72,134
129	D町	207	25	0.16	トドマツ	29	112,000	193	66	1.0			51,968		51,968	51,968	44,172
130	D町	207	26	1.04	天雑木	18	15,000	42		1.0	0.6	0.6	5,616		5,616	5,616	4,773
131	D町	207	27	2.16	天雑木	18	15,000	42		1.0	0.6	0.6	11,664		11,664	11,664	9,914
132	D町	207	28	0.44	天雑木	18	15,000	40		1.0	0.6	0.6	2,376		2,376	2,376	2,019
133	D町	207	30	1.88	トドマツ	27	108,000	175	56	1.0			629,424		629,424	629,424	535,010
134	D町	207	31	0.32	天雑木	18	15,000	40		1.0	0.6	0.6	1,728		1,728	1,728	1,468

本件各立木の評価明細

順号	所在地	林班	小班	① 面積 (ha)	樹種	樹齡	② 1ヘクタール 当たりの樹齡 別標準価額 (円)	③ 実際の1ヘク タール当たり の立木材積 (m ³)	④ 1ヘクタール 当たり標準立 木材積 (m ³)	⑤ 地利級 の割合	⑥ 地味級 の割合	⑦ 立木度 の割合	⑧ 算出額 ②×③÷④×⑤×⑥×⑦ 又は ②×⑤×⑥×⑦×⑧	⑨ 保安林等の 控除割合	⑩ 保安林等の控除割 合適用後の価額 (⑧×(1-⑨))	⑪ 持分割合に 基づく価額	⑫ 価額 (⑪×0.85)
135	D町	207	32-1	0.58	マカバ	26	23,000	192		1.0	1.3	1.0	17,342		17,342	17,342	14,740
136	D町	207	32-2	0.58	シラカバ	26	23,000	192		1.0	1.3	1.0	17,342		17,342	17,342	14,740
137	D町	207	33-1	0.56	マカバ	26	23,000	191		1.0	1.3	1.0	16,744		16,744	16,744	14,232
138	D町	207	33-2	0.56	シラカバ	26	23,000	191		1.0	1.3	1.0	16,744		16,744	16,744	14,232
139	D町	207	36	0.44	マカバ	21	17,000	154		1.0	1.3	1.0	9,724		9,724	9,724	8,265
140	D町	207	38	0.44	トドマツ	29	112,000	193	66	1.0			142,912		142,912	142,912	121,475
141	D町	207	43	0.28	トドマツ	29	112,000	192	66	1.0			90,944		90,944	90,944	77,302
142	D町	208	1	0.60	カラマツ	50	350,000	183	311	1.0			115,500		115,500	115,500	98,175
143	D町	208	3	2.40	天雑木	67	60,320	134		0.1	1.0	0.6	8,686		8,686	8,686	7,383
144	D町	208	4	1.80	天雑木	52	44,805	112		1.0	0.6	0.6	29,033		29,033	29,033	24,678
145	D町	208	6	2.40	天雑木	23	19,000	55		1.0	0.6	0.6	16,416		16,416	16,416	13,953
146	D町	208	7	0.28	天雑木	67	60,320	135		1.0	1.0	0.6	10,133		10,133	10,133	8,613
147	D町	208	9	0.48	天雑木	23	19,000	56		0.5	0.6	0.6	1,641		1,641	1,641	1,394
148	D町	208	10	5.60	天雑木	23	19,000	56		1.0	0.6	0.6	38,304		38,304	38,304	32,558
149	D町	208	11	4.16	バンクス	34	31,378	107		0.5	1.0	1.0	65,266		65,266	65,266	55,476
150	D町	208	12	9.20	天雑木	23	19,000	55		0.5	0.6	0.6	31,464		31,464	31,464	26,744
151	D町	208	13	3.24	天雑木	23	19,000	55		1.0	0.6	0.6	22,161		22,161	22,161	18,836
152	D町	208	14	0.80	天雑木	23	19,000	56		1.0	0.6	0.6	5,472		5,472	5,472	4,651
153	D町	208	18	0.80	天雑木	21	17,000	50		0.1	1.0	0.6	816		816	816	693
153	D町	208	19	1.00	カラマツ	32	166,000	146	196	0.5			58,100		58,100	58,100	49,385
155	D町	208	20	2.12	カラマツ	32	166,000	146	196	1.0			246,344		246,344	246,344	209,392
156	D町	208	21	0.72	カラマツ	32	166,000	145	196	1.0			83,664		83,664	83,664	71,114
157	D町	208	22	0.28	マカバ	19	15,000	139		1.0	1.3	1.0	5,460		5,460	5,460	4,641
158	D町	208	23	3.48	マカバ	21	17,000	154		1.0	1.3	1.0	76,908		76,908	76,908	65,371
159	D町	208	24	5.04	マカバ	21	17,000	154		0.1	1.3	1.0	11,138		11,138	11,138	9,467
160	D町	208	26	0.72	マカバ	21	17,000	155		1.0	1.3	1.0	15,912		15,912	15,912	13,525
161	D町	208	27	5.84	マカバ	21	17,000	154		0.5	1.3	1.0	64,532		64,532	64,532	54,852
162	D町	208	28	2.16	マカバ	21	17,000	155		0.5	1.3	1.0	23,868		23,868	23,868	20,287
163	D町	208	29	6.04	マカバ	21	17,000	154		0.5	1.3	1.0	66,742		66,742	66,742	56,730
164	D町	208	33	0.16	天雑木	62	54,636	125		0.1	1.0	0.6	524		524	524	445

本件各立木の評価明細

順号	所在地	林班	小班	① 面積 (ha)	樹種	樹齡	② 1ヘクタール 当たりの樹齡 別標準価額 (円)	③ 実際の1ヘク タール当たり の立木材積 (m ³)	④ 1ヘクタール 当たり標準立 木材積 (m ³)	⑤ 地利級 の割合	⑥ 地味級 の割合	⑦ 立木度 の割合	⑧ 算出額 ②×③÷④×⑤×⑥ 又は ②×⑤×⑥×⑦×⑧	⑨ 保安林等の 控除割合	⑩ 保安林等の控除割 合適用後の価額 (⑧×(1-⑨))	⑪ 持分割合に 基づく価額	⑫ 価額 (⑪×0.85)
165	D町	208	35	0.96	天雑木	27	24,000	66		0.5	1.0	0.6	6,912		6,912	6,912	5,875
166	D町	208	36	0.72	天雑木	53	45,704	115		1.0	0.6	0.6	11,846		11,846	11,846	10,069
167	D町	208	37	0.56	天雑木	52	44,805	112		1.0	0.6	0.6	9,032		9,032	9,032	7,677
168	D町	208	40	0.16	天雑木	37	33,292	50		1.0	0.6	0.6	1,917		1,917	1,917	1,629
169	D町	209	20	0.80	天雑木	27	24,000	57		0.5	0.6	0.6	3,456		3,456	3,456	2,937
170	D町	209	21-1	1.62	マカバ	28	26,000	204		0.5	1.3	1.0	27,378		27,378	27,378	23,271
171	D町	209	21-2	1.62	シラカバ	28	26,000	204		0.5	1.3	1.0	27,378		27,378	27,378	23,271
172	D町	209	23-1	2.88	マカバ	27	24,000	198		0.5	1.3	1.0	44,928		44,928	44,928	38,188
173	D町	209	23-2	0.72	シラカバ	27	24,000	198		0.5	1.3	1.0	11,232		11,232	11,232	9,547
174	D町	209	24	0.48	天雑木	67	60,320	133		0.5	1.0	0.6	8,686		8,686	8,686	7,383
175	D町	209	26	0.12	天雑木	32	30,160	41		0.5	0.6	0.6	651		651	651	553
176	D町	209	105	2.60	マカバ	29	27,000	211		0.5	1.3	1.0	45,630		45,630	45,630	38,785
177	D町	210	1	0.32	天雑木	23	19,000	56		0.5	0.6	0.6	1,094		1,094	1,094	929
178	D町	210	2	1.48	天雑木	23	19,000	56		0.5	0.6	0.6	5,061		5,061	5,061	4,301
179	D町	210	4	1.32	天雑木	23	19,000	56		0.1	0.6	0.6	902		902	902	766
180	D町	210	5	1.04	天雑木	23	19,000	55		0.1	0.6	0.6	711		711	711	604
181	D町	210	6	1.24	カラマツ	35	189,000	130	217	0.1			12,889		12,889	12,889	10,955
182	D町	210	7	0.20	天雑木	62	54,636	125		0.1	1.0	0.6	655		655	655	556
183	D町	210	8	7.44	天雑木	62	54,636	127		0.1	1.0	0.6	24,389		24,389	24,389	20,730
184	D町	210	9	6.32	天雑木	62	54,636	127		0.1	1.0	0.6	20,717		20,717	20,717	17,609
185	D町	210	10	3.16	カラマツ	35	189,000	131	217	0.1			35,834		35,834	35,834	30,458
186	D町	210	11	0.24	バンクス	34	31,378	108		0.1	1.0	1.0	753		753	753	640
187	D町	210	12	1.72	バンクス	34	31,378	108		0.1	1.0	1.0	5,397		5,397	5,397	4,587
188	D町	210	13	1.64	バンクス	34	31,378	107		0.1	1.0	1.0	5,145		5,145	5,145	4,373
189	D町	210	14	0.92	マカバ	22	18,000	161		0.5	1.3	1.0	10,764		10,764	10,764	9,149
190	D町	210	15	1.00	天雑木	37	33,292	51		0.5	0.6	0.6	5,992		5,992	5,992	5,093
191	D町	210	16	0.28	カラマツ	46	300,000	150	288	0.5			21,000		21,000	21,000	17,850
192	D町	210	17	0.60	天雑木	62	54,636	126		0.5	1.0	0.6	9,834		9,834	9,834	8,358
193	D町	210	18	1.40	天雑木	22	18,000	52		0.1	1.0	0.6	1,512		1,512	1,512	1,285

本件各立木の評価明細

順号	所在地	林班	小班	① 面積 (ha)	樹種	樹齡	② 1ヘクタール 当たりの樹齡 別標準価額 (円)	③ 実際の1ヘク タール当たり の立木材積 (m ³)	④ 1ヘクタール 当たり標準立 木材積 (m ³)	⑤ 地利級 の割合	⑥ 地味級 の割合	⑦ 立木度 の割合	⑧ 算出額 $(② \times ③ \div ④) \times ⑤ \times ⑦$ 又は $(② \times ⑤ \times ⑥ \times ⑦ \times ⑧)$	⑨ 保安林等の 控除割合	⑩ 保安林等の控除割 合適用後の価額 ($⑧ \times (1 - ⑨)$)	⑪ 持分割合に 基づく価額	⑫ 価額 ($⑪ \times 0.85$)
194	D町	210	19	1.56	バンクス	35	32,016	110		0.1	1.0	1.0	4,994		4,994	4,994	4,244
195	D町	210	20	0.80	マカバ	22	18,000	162		0.1	1.3	1.0	1,872		1,872	1,872	1,591
196	D町	210	21-1	0.08	シラカバ	18	15,000	131		0.1	1.3	1.0	156		156	156	132
197	D町	210	21-2	0.08	カラマツ	18	97,000	131	83	0.1			1,202		1,202	1,202	1,021
198	D町	210	22	3.92	バンクス	35	32,016	110		0.1	1.0	1.0	12,550		12,550	12,550	10,667
199	D町	210	23-1	0.04	カラマツ	18	97,000	137	83	0.1			640		640	640	544
200	D町	210	23-2	0.04	シラカバ	18	15,000	137		0.1	1.3	1.0	78		78	78	66
201	D町	210	24-1	0.072	カラマツ	18	97,000	133	83	0.1			1,117		1,117	1,117	949
202	D町	210	24-2	0.048	シラカバ	18	15,000	133		0.1	1.3	1.0	93		93	93	79
203	D町	210	25	0.92	天雑木	27	24,000	38		0.1	0.6	0.6	794		794	794	674
204	D町	210	26	0.24	マカバ	22	18,000	162		0.1	1.3	1.0	561		561	561	476
205	D町	210	27	0.56	天雑木	23	19,000	55		0.1	0.6	0.6	383		383	383	325
206	D町	210	28	0.92	天雑木	23	19,000	56		0.1	0.6	0.6	629		629	629	534
207	D町	210	29-1	0.072	トドマツ	22	98,000	125	32	0.1			2,751		2,751	2,751	2,338
208	D町	210	29-2	0.048	アカエゾ	22	98,000	125	32	0.1			1,834		1,834	1,834	1,558
209	D町	210	30	0.12	バンクス	35	32,016	58		0.1	0.6	1.0	230		230	230	195
210	D町	210	31	1.20	マカバ	22	18,000	161		0.1	1.3	1.0	2,808		2,808	2,808	2,386
211	D町	210	33	0.52	天雑木	23	19,000	55		0.5	0.6	0.6	1,778		1,778	1,778	1,511
212	D町	210	34	0.16	マカバ	22	18,000	162		0.5	1.3	1.0	1,872		1,872	1,872	1,591
213	D町	210	35-1	0.38	トドマツ	22	98,000	123	32	0.5			70,756		70,756	70,756	60,142
214	D町	210	35-2	0.38	アカエゾ	22	98,000	123	32	0.5			70,756		70,756	70,756	60,142
215	D町	210	37	1.36	天雑木	35	32,016	85		0.1	0.6	0.6	1,567		1,567	1,567	1,331
216	D町	210	38	0.16	マカバ	22	18,000	162		0.5	1.3	1.0	1,872		1,872	1,872	1,591
217	D町	210	39	0.24	マカバ	22	18,000	162		0.1	1.3	1.0	561		561	561	476
218	D町	210	40	0.24	トドマツ	20	95,000	104	24	0.5			49,020		49,020	49,020	41,667
219	D町	210	41	0.28	トドマツ	19	93,000	92	20	0.5			59,892		59,892	59,892	50,908
220	D町	210	42	0.40	天雑木	27	24,000	67		0.5	1.0	0.6	2,880		2,880	2,880	2,448
221	D町	210	43-1	0.14	カラマツ	19	99,000	146	92	0.1			2,148		2,148	2,148	1,825
222	D町	210	43-2	0.14	マカバ	19	15,000	146		0.1	1.3	1.0	273		273	273	232
223	D町	210	44-1	0.02	カラマツ	19	99,000	150	92	0.1			316		316	316	268

本件各立木の評価明細

順号	所在地	林班	小班	① 面積 (ha)	樹種	樹齡	② 1ヘクタール 当たりの樹齡 別標準価額 (円)	③ 実際の1ヘク タール当たり の立木材積 (m ³)	④ 1ヘクタール 当たり標準立 木材積 (m ³)	⑤ 地利級 の割合	⑥ 地味級 の割合	⑦ 立木度 の割合	⑧ 算出額 ②×③÷④×⑤×⑥×⑦ 又は ②×⑤×⑥×⑦×⑧	⑨ 保安林等の 控除割合	⑩ 保安林等の控除割 合適用後の価額 (⑧×(1-⑨))	⑪ 持分割合に 基づく価額	⑫ 価額 (⑪×0.85)
224	D町	210	44-2	0.02	マカバ	19	15,000	150		0.1	1.3	1.0	39		39	39	33
225	D町	210	45-1	0.072	マカバ	19	15,000	141		0.1	1.3	1.0	140		140	140	119
226	D町	210	45-2	0.048	カラマツ	19	99,000	141	92	0.1			712		712	712	605
227	D町	210	46	0.32	天雑木	27	24,000	37		0.1	0.6	0.6	276		276	276	234
228	D町	210	47	0.56	カラマツ	37	206,000	271	231	0.1			13,266		13,266	13,266	11,276
229	D町	210	48-1	0.192	カラマツ	19	99,000	145	92	0.1			2,946		2,946	2,946	2,504
230	D町	210	48-2	0.048	マカバ	19	15,000	145		0.1	1.3	1.0	93		93	93	79
231	D町	210	49-1	0.50	カラマツ	19	99,000	146	92	0.1			7,672		7,672	7,672	6,521
232	D町	210	49-2	0.50	マカバ	19	15,000	146		0.1	1.3	1.0	975		975	975	828
233	D町	210	50	0.36	天雑木	62	54,636	127		0.1	1.0	0.6	1,180		1,180	1,180	1,003
234	D町	210	51	2.44	カラマツ	35	189,000	261	217	0.1			55,339		55,339	55,339	47,038
235	D町	210	52	0.80	カラマツ	35	189,000	262	217	0.1			18,144		18,144	18,144	15,422
236	D町	210	53	0.40	カラマツ	35	189,000	262	217	0.1			9,072		9,072	9,072	7,711
237	D町	210	56	2.92	カラマツ	35	189,000	261	217	0.1			66,225		66,225	66,225	56,291
238	D町	210	57	1.28	天雑木	32	30,160	78		0.5	0.6	0.6	6,948		6,948	6,948	5,905
239	D町	210	58	2.60	ストロブ	34	181,000	73	210	0.5			70,590		70,590	70,590	60,001
240	D町	211	12	1.64	天雑木	62	54,636	126		0.1	1.0	0.6	5,376		5,376	5,376	4,569
241	D町	211	13	2.92	天雑木	62	54,636	127		0.1	1.0	0.6	9,572		9,572	9,572	8,136
242	D町	211	14	2.60	カラマツ	35	189,000	156	217	0.1			34,398		34,398	34,398	29,238
243	D町	211	15	0.36	カラマツ	38	215,000	166	238	0.1			5,031		5,031	5,031	4,276
244	D町	211	17-1	0.192	ストロブ	38	215,000	162	238	0.1			2,683		2,683	2,683	2,280
245	D町	211	17-2	0.128	カラマツ	38	215,000	162	238	0.1			1,788		1,788	1,788	1,519
246	D町	211	18	7.52	天雑木	62	54,636	126		0.1	1.0	0.6	24,651		24,651	24,651	20,953
247	D町	211	19	3.64	天雑木	62	54,636	126		0.1	1.0	0.6	11,932		11,932	11,932	10,142
248	D町	211	20	0.68	天雑木	42	36,772	70		0.1	0.6	0.6	900		900	900	765
249	D町	211	21-1	0.48	ストロブ	38	215,000	163	238	0.1			6,708		6,708	6,708	5,701
250	D町	211	21-2	0.48	カラマツ	38	215,000	163	238	0.1			6,708		6,708	6,708	5,701

本件各立木の評価明細

順号	所在地	林班	小班	① 面積 (ha)	樹種	樹齡	② 1ヘクタール 当たりの樹齡 別標準価額 (円)	③ 実際の1ヘク タール当たり の立木材積 (m ³)	④ 1ヘクタール 当たり標準立 木材積 (m ³)	⑤ 地利級 の割合	⑥ 地味級 の割合	⑦ 立木度 の割合	⑧ 算出額 $(② \times ③ \div ④) \times ⑤ \times ⑦$ 又は $(② \times ⑤ \times ⑥ \times ⑦ \times ⑧)$	⑨ 保安林等の 控除割合	⑩ 保安林等の控除割 合適用後の価額 ($⑧ \times (1 - ⑨)$)	⑪ 持分割合に 基づく価額	⑫ 価額 ($⑪ \times 0.85$)
251	D町	211	22	1.96	カラマツ	35	189,000	157	217	0.1			25,930		25,930	25,930	22,040
252	D町	211	23	0.40	カラマツ	39	225,000	170	245	0.1			5,850		5,850	5,850	4,972
253	D町	211	25	2.44	天雑木	57	49,474	120		0.1	0.6	0.6	4,345		4,345	4,345	3,693
254	D町	211	26	0.12	天雑木	62	54,636	125		0.1	1.0	0.6	393		393	393	334
255	D町	211	27	7.24	カラマツ	35	189,000	157	217	0.1			95,785		95,785	95,785	81,417
256	D町	211	28-1	2.44	ストロブ	35	189,000	150	217	0.1			29,975		29,975	29,975	25,478
257	D町	211	28-2	2.44	カラマツ	35	189,000	150	217	0.1			29,975		29,975	29,975	25,478
258	D町	211	29-1	0.24	マカバ	25	22,000	185		0.1	1.3	1.0	686		686	686	583
259	D町	211	29-2	0.16	シラカバ	25	22,000	185		0.1	1.3	1.0	457		457	457	388
260	D町	211	33	1.12	天雑木	23	19,000	56		0.1	0.6	0.6	766		766	766	651
261	D町	211	39	3.32	天雑木	36	32,654	62		0.1	0.6	0.6	3,902		3,902	3,902	3,316
262	D町	211	40	0.28	マカバ	31	29,580	221		0.1	1.3	1.0	1,076		1,076	1,076	914
263	D町	211	41-1	0.70	マカバ	25	22,000	185		0.1	1.3	1.0	2,002		2,002	2,002	1,701
264	D町	211	41-2	0.70	シラカバ	25	22,000	185		0.1	1.3	1.0	2,002		2,002	2,002	1,701
265	D町	211	42-1	0.66	マカバ	25	22,000	184		0.1	1.3	1.0	1,887		1,887	1,887	1,603
266	D町	211	42-2	0.66	シラカバ	25	22,000	184		0.1	1.3	1.0	1,887		1,887	1,887	1,603
267	D町	211	43-1	0.38	マカバ	25	22,000	185		0.1	1.3	1.0	1,086		1,086	1,086	923
268	D町	211	43-2	0.38	シラカバ	25	22,000	185		0.1	1.3	1.0	1,086		1,086	1,086	923
269	D町	211	44-1	0.24	マカバ	25	22,000	185		0.1	1.3	1.0	686		686	686	583
270	D町	211	44-2	0.24	シラカバ	25	22,000	185		0.1	1.3	1.0	686		686	686	583
271	D町	211	45	0.72	天雑木	37	33,292	63		0.1	0.6	0.6	862		862	862	732
272	D町	211	46	5.88	マカバ	24	20,000	177		0.1	1.3	1.0	15,288		15,288	15,288	12,994
273	D町	211	49-1	0.288	トドマツ	22	98,000	125	32	0.1			11,007		11,007	11,007	9,355
274	D町	211	49-2	0.192	アカエゾ	22	98,000	125	32	0.1			7,338		7,338	7,338	6,237
275	D町	211	52	0.40	天雑木	23	19,000	55		0.1	0.6	0.6	273		273	273	232
276	D町	211	53	0.56	マカバ	22	18,000	162		0.1	1.3	1.0	1,310		1,310	1,310	1,113
277	D町	211	54	2.04	バンクス	35	32,016	93		0.1	1.0	1.0	6,531		6,531	6,531	5,551
278	D町	211	55	2.28	バンクス	35	32,016	92		0.1	0.6	1.0	4,379		4,379	4,379	3,722
279	D町	211	56	0.24	ストロブ	35	189,000	100	217	0.1			2,041		2,041	2,041	1,734
280	D町	211	57	1.76	マカバ	22	18,000	161		0.1	1.3	1.0	4,118		4,118	4,118	3,500

本件各立木の評価明細

順号	所在地	林班	小班	① 面積 (ha)	樹種	樹齡	② 1ヘクタール 当たりの樹齡 別標準価額 (円)	③ 実際の1ヘク タール当たり の立木材積 (m ³)	④ 1ヘクタール 当たり標準立 木材積 (m ³)	⑤ 地利級 の割合	⑥ 地味級 の割合	⑦ 立木度 の割合	⑧ 算出額 (②×③÷④)×⑤×⑦ 又は (②×⑤×⑥×⑦×①)	⑨ 保安林等の 控除割合	⑩ 保安林等の控除割 合適用後の価額 (⑧×(1-⑨))	⑪ 持分割合に 基づく価額	⑫ 価額 (⑪×0.85)
281	D町	211	58	1.68	天雑木	22	18,000	52		0.1	1.0	0.6	1,814		1,814	1,814	1,541
282	D町	211	59-1	1.28	トドマツ	22	98,000	123	32	0.1			47,667		47,667	47,667	40,516
283	D町	211	59-2	1.28	アカエゾ	22	98,000	123	32	0.1			47,667		47,667	47,667	40,516
284	D町	211	60	0.68	マカバ	22	18,000	161		0.1	1.3	1.0	1,591		1,591	1,591	1,352
285	D町	211	61-1	0.22	カラマツ	19	99,000	145	92	0.1			3,375		3,375	3,375	2,868
286	D町	211	61-2	0.22	マカバ	19	15,000	145		0.1	1.3	1.0	429		429	429	364
287	D町	211	62-1	0.18	カラマツ	19	99,000	147	92	0.1			2,762		2,762	2,762	2,347
288	D町	211	62-2	0.18	マカバ	19	15,000	147		0.1	1.3	1.0	351		351	351	298
289	D町	211	63-1	0.36	カラマツ	19	99,000	146	92	0.1			5,524		5,524	5,524	4,695
290	D町	211	63-2	0.24	マカバ	19	15,000	146		0.1	1.3	1.0	468		468	468	397
291	D町	211	64-1	0.18	カラマツ	19	99,000	147	92	0.1			2,762		2,762	2,762	2,347
292	D町	211	64-2	0.18	マカバ	19	15,000	147		0.1	1.3	1.0	351		351	351	298
293	D町	211	65-1	0.12	マカバ	19	15,000	140		0.1	1.3	1.0	234		234	234	198
294	D町	211	65-2	0.08	カラマツ	19	99,000	140	92	0.1			1,188		1,188	1,188	1,009
295	D町	211	66-1	0.08	マカバ	19	15,000	110		0.1	1.3	1.0	156		156	156	132
296	D町	211	66-2	0.08	カラマツ	19	99,000	137	92	0.1			1,148		1,148	1,148	975
297	D町	211	78	0.12	天雑木	62	54,636	125		0.1	1.0	0.6	393		393	393	334

本件各立木の評価明細

順号	所在地	林班	小班	① 面積 (ha)	樹種	樹齡	② 1ヘクタール 当たりの樹齡 別標準価額 (円)	③ 実際の1ヘク タール当たり の立木材積 (m ³)	④ 1ヘクタール 当たり標準立 木材積 (m ³)	⑤ 地利級 の割合	⑥ 地味級 の割合	⑦ 立木度 の割合	⑧ 算出額 $(② \times ③ \div ④) \times ⑤ \times ⑦$ 又は $(② \times ⑤ \times ⑥ \times ⑦ \times ⑧)$	⑨ 保安林等の 控除割合	⑩ 保安林等の控除割 合適用後の価額 (⑧ \times (1-⑨))	⑪ 持分割合に 基づく価額	⑫ 価額 (⑪ \times 0.85)
298	深川市	124	1	20.24	天雑木	66	59,131	105.0		0.1	0.6	0.6	43,085		43,085	43,085	36,622
299	深川市	124	2	17.80	天雑木	71	65,308	172.0		0.1	1.0	0.6	69,748		69,748	69,748	59,285
300	深川市	124	3	2.08	天雑木	68	61,538	83.0		0.1	0.6	0.6	4,607		4,607	4,607	3,915
301	深川市	124	4	10.28	天雑木	71	65,308	121.0		0.1	0.6	0.6	24,169		24,169	24,169	20,543
302	深川市	124	5-1	3.26	アカエゾ	22	98,000	26.0	32	0.1			25,558		25,558	25,558	21,724
303	深川市	124	5-2	3.26	トドマツ	22	98,000	26.0	32	0.1			25,558		25,558	25,558	21,724
304	深川市	124	6	4.16	マカバ	22	18,000	162.0	32	0.1	1.3	1.0	9,734		9,734	9,734	8,273
305	深川市	124	7	0.76	アカエゾ	22	98,000	26.0	32	0.1			5,958		5,958	5,958	5,064
306	深川市	124	8	4.20	天雑木	71	65,308	257.0		0.1	1.0	0.6	16,457		16,457	16,457	13,988
307	深川市	124	9	11.28	天雑木	71	65,308	114.0		0.1	0.6	0.6	26,520		26,520	26,520	22,542
308	深川市	124	10	7.00	天雑木	71	65,308	85.0		0.5	0.6	0.6	82,288		82,288	82,288	69,944
309	深川市	124	11	2.32	天雑木	71	65,308	83.0		0.1	0.6	0.6	5,454		5,454	5,454	4,635
310	深川市	124	14	0.72	トドマツ	20	95,000	61.0	24	0.1			17,100		17,100	17,100	14,535
311	深川市	124	15	2.96	トドマツ	20	95,000	61.0	24	0.1			70,300		70,300	70,300	59,755
312	深川市	124	16	0.16	トドマツ	20	95,000	62.0	24	0.1			3,876		3,876	3,876	3,294
313	深川市	124	17	1.20	トドマツ	20	95,000	60.0	24	0.1			28,500		28,500	28,500	24,225
314	深川市	124	18	2.64	マカバ	21	17,000	154.0		0.1	1.3	1.0	5,834		5,834	5,834	4,958
315	深川市	124	19	0.64	トドマツ	20	95,000	60.0	24	0.1			15,200		15,200	15,200	12,920
316	深川市	124	20	0.16	トドマツ	20	95,000	62.0	24	0.1			3,876		3,876	3,876	3,294
317	深川市	124	21	0.28	トドマツ	20	95,000	60.0	24	0.1			6,650		6,650	6,650	5,652
318	深川市	129	5	6.16	天雑木	87	89,639	293.0		0.5	1.0	0.6	165,652		165,652	165,652	140,804
319	深川市	129	11	2.52	マカバ	20	16,000	146.0		0.5	1.3	1.0	26,208		26,208	26,208	22,276
320	深川市	129	13	1.32	天雑木	67	60,320	181.0		0.5	1.0	0.6	23,886		23,886	23,886	20,303
321	深川市	129	14	2.76	マカバ	20	16,000	147.0		0.5	1.3	1.0	28,704		28,704	28,704	24,398
322	深川市	129	15	5.84	天雑木	87	89,639	225.0		0.5	1.0	0.6	157,047		157,047	157,047	133,489
323	深川市	129	16	5.48	天雑木	67	60,320	106.0		0.1	0.6	0.6	11,899		11,899	11,899	10,114
324	深川市	129	17	9.20	天雑木	67	60,320	86.0		0.1	0.6	0.6	19,977		19,977	19,977	16,980
325	深川市	129	19	2.80	トドマツ	21	96,000	72.0	28	0.5			342,720		342,720	342,720	291,312
326	深川市	129	21	0.16	マカバ	20	16,000	150.0		0.5	1.3	1.0	1,664		1,664	1,664	1,414

本件各立木の評価明細

順号	所在地	林班	小班	① 面積 (ha)	樹種	樹齡	② 1ヘクタール 当たりの樹齡 別標準価額 (円)	③ 実際の1ヘク タール当たり の立木材積 (m ³)	④ 1ヘクタール 当たり標準立 木材積 (m ³)	⑤ 地利級 の割合	⑥ 地味級 の割合	⑦ 立木度 の割合	⑧ 算出額 ②×③÷④×⑤×⑥×⑦×⑧ 又は ②×⑤×⑥×⑦×⑧	⑨ 保安林等の 控除割合	⑩ 保安林等の控除割 合適用後の価額 (⑧×(1-⑨))	⑪ 持分割合に 基づく価額	⑫ 価額 (⑪×0.85)
327	G町	115	80	1.88	カラマツ	30	152,000	165	182	0.1			25,718		25,718	25,718	21,860
328	G町	115	202	1.56	天雑木	45	39,005	32		0.1	0.6	0.6	2,190		2,190	2,190	1,861
329	G町	115	203	0.32	天雑木	45	39,005	34		0.1	0.6	0.6	449		449	449	381
330	G町	115	204	1.16	天雑木	45	39,005	32		0.1	0.6	0.6	1,628		1,628	1,628	1,383
331	G町	115	207	0.12	天雑木	38	33,959	25		0.1	0.6	0.6	146		146	146	124
332	G町	120	1	1.16	カラマツ	37	206,000	195	231	0.1			19,116		19,116	19,116	16,248
333	G町	120	2	0.36	バンクス	30	29,000	127		0.1	1.0	1.0	1,044		1,044	1,044	887
334	G町	120	3	1.16	天雑木	45	39,005	42		0.1	0.6	0.6	1,628		1,628	1,628	1,383
335	G町	120	4	0.60	カラマツ	37	206,000	156	231	0.1			8,034		8,034	8,034	6,828
336	G町	120	5	2.04	カラマツ	37	206,000	156	231	0.1			27,315		27,315	27,315	23,217
337	G町	120	6	2.72	カラマツ	37	206,000	156	231	0.1			36,420		36,420	36,420	30,957
338	G町	120	7	0.08	天雑木	45	39,005	62		0.1	0.6	0.6	112		112	112	95
339	G町	120	8	2.28	カラマツ	37	206,000	157	231	0.1			30,529		30,529	30,529	25,949
340	G町	120	9-1	0.80	カラマツ	37	206,000	156	231	0.1			10,712		10,712	10,712	9,105
341	G町	120	9-2	0.80	バンクス	37	33,292	156		0.1	1.0	1.0	2,663		2,663	2,663	2,263
342	G町	120	10	0.88	天雑木	45	39,005	57		0.1	0.6	0.6	1,235		1,235	1,235	1,049
343	G町	120	11	8.64	カラマツ	37	206,000	156	231	0.1			115,689		115,689	115,689	98,335
344	G町	120	12	1.08	ヨアカ	33	30,769	123		0.1	1.0	1.0	3,323		3,323	3,323	2,824
345	G町	120	19	0.28	バンクス	33	30,769	139		0.1	1.0	1.0	861		861	861	731
346	G町	120	20	13.72	天雑木	45	39,005	33		0.1	0.6	0.6	19,265		19,265	19,265	16,375
347	G町	120	21	0.44	天雑木	45	39,005	59		0.1	0.6	0.6	617		617	617	524
348	G町	120	22	0.12	トドマツ	23	99,000	66	36	0.1			2,138		2,138	2,138	1,817
349	G町	120	22	0.12	天雑木	45	39,005	33		0.1	0.6	0.6	168		168	168	142
350	G町	120	23	0.16	トドマツ	23	99,000	68	36	0.1			2,930		2,930	2,930	2,490
351	G町	120	23	0.16	天雑木	45	39,005	31		0.1	0.6	0.6	224		224	224	190
352	G町	120	24	0.40	バンクス	31	29,580	165		0.1	1.3	1.0	1,538		1,538	1,538	1,307
353	G町	120	25	0.48	天雑木	50	43,065	62		0.1	0.6	0.6	744		744	744	632
354	G町	120	26	7.08	カラマツ	37	206,000	196	231	0.1			116,678		116,678	116,678	99,176

本件各立木の評価明細

順号	所在地	林班	小班	① 面積 (ha)	樹種	樹齡	② 1ヘクタール 当たりの樹齡 別標準価額 (円)	③ 実際の1ヘク タール当たり の立木材積 (m ³)	④ 1ヘクタール 当たり標準立 木材積 (m ³)	⑤ 地利級 の割合	⑥ 地味級 の割合	⑦ 立木度 の割合	⑧ 算出額 <small>(②×③÷④)×⑤×⑥</small> 又は <small>(②×⑤×⑥×⑦×⑧)</small>	⑨ 保安林等の 控除割合	⑩ 保安林等の控除割 合適用後の価額 (⑧×(1-⑨))	⑪ 持分割合に 基づく価額	⑫ 価額 (⑪×0.85)
355	G町	120	27	0.20	天雑木	45	39,005	35		0.1	0.6	0.6	280		280	280	238
356	G町	120	28	0.08	トドマツ	23	99,000	62	36	0.1			1,346		1,346	1,346	1,144
357	G町	120	28	0.08	天雑木	45	39,005	37		0.1	0.6	0.6	112		112	112	95
358	G町	120	29	0.56	トドマツ	23	99,000	67	36	0.1			10,256		10,256	10,256	8,717
359	G町	120	29	0.56	天雑木	45	39,005	50		0.1	0.6	0.6	786		786	786	668
360	G町	120	30	0.36	トドマツ	23	99,000	66	36	0.1			6,415		6,415	6,415	5,452
361	G町	120	30	0.36	天雑木	45	39,005	41		0.1	0.6	0.6	505		505	505	429
362	G町	120	31	0.12	ヨアカ	31	29,580	166		0.1	1.3	1.0	461		461	461	391
363	G町	120	32	0.68	天雑木	45	39,005	57		0.1	0.6	0.6	954		954	954	810
364	G町	120	33	6.24	天雑木	45	39,005	33		0.1	0.6	0.6	8,762		8,762	8,762	7,447
365	G町	120	34	15.12	天雑木	45	39,005	33		0.1	0.6	0.6	21,231		21,231	21,231	18,046
366	G町	120	38	5.52	天雑木	50	43,065	53		0.1	0.6	0.6	8,557		8,557	8,557	7,273
367	G町	120	39	0.12	ヨアカ	31	29,580	166		0.1	1.3	1.0	461		461	461	391
368	G町	120	40	0.20	ヨアカ	31	29,580	165		0.1	1.3	1.0	769		769	769	653
369	G町	120	41	0.84	バンクス	31	29,580	115		0.1	1.0	1.0	2,484		2,484	2,484	2,111
370	G町	120	42	6.96	カラマツ	37	206,000	195	231	0.1			114,700		114,700	114,700	97,495
371	G町	120	43	0.24	ヨアカ	31	29,580	166		0.1	1.3	1.0	922		922	922	783
372	G町	120	45	0.60	ヨアカ	30	29,000	128		0.1	1.0	1.0	1,740		1,740	1,740	1,479
373	G町	120	46	0.72	バンクス	32	30,160	137		0.1	1.0	1.0	2,171		2,171	2,171	1,845
374	G町	120	47-1	0.52	カラマツ	32	166,000	140	196	0.1			6,042		6,042	6,042	5,135
375	G町	120	47-2	0.52	バンクス	32	30,160	140	196	0.1	1.0	1.0	1,568		1,568	1,568	1,332
376	G町	120	48	2.20	カラマツ	37	206,000	195	231	0.1			36,256		36,256	36,256	30,817
377	G町	120	49	0.48	トドマツ	23	99,000	68	36	0.1			8,791		8,791	8,791	7,472
378	G町	120	49	0.48	天雑木	45	39,005	33		0.1	0.6	0.6	674		674	674	572
379	G町	120	50	1.72	カラマツ	37	206,000	195	231	0.1			28,345		28,345	28,345	24,093
380	G町	120	51	5.60	天雑木	45	39,005	41		0.1	0.6	0.6	7,863		7,863	7,863	6,683

本件各立木の評価明細

順号	所在地	林班	小班	① 面積 (ha)	樹種	樹齡	② 1ヘクタール 当たりの樹齡 別標準価額 (円)	③ 実際の1ヘク タール当たり の立木材積 (m ³)	④ 1ヘクタール 当たり標準立 木材積 (m ³)	⑤ 地利級 の割合	⑥ 地味級 の割合	⑦ 立木度 の割合	⑧ 算出額 又は (②×③÷④)×⑤×⑦ (②×⑤×⑥×⑦×⑧)	⑨ 保安林等の 控除割合	⑩ 保安林等の控除割 合適用後の価額 (⑧×(1-⑨))	⑪ 持分割合に 基づく価額	⑫ 価額 (⑪×0.85)
381	G町	120	52	0.56	天雑木	50	43,065	53		0.1	0.6	0.6	868		868	868	737
382	G町	120	53-1	1.04	カラマツ	37	206,000	196	231	0.1			17,139		17,139	17,139	14,568
383	G町	120	53-2	1.04	バンクス	37	33,292	196		0.1	1.3	1.0	4,501		4,501	4,501	3,825
384	G町	120	54	0.08	ヨアカ	31	29,580	162		0.1	1.3	1.0	307		307	307	260
385	G町	121	2	3.84	天雑木	45	39,005	50		0.1	0.6	0.6	5,392		5,392	5,392	4,583
386	G町	121	5	1.56	天雑木	45	39,005	50		0.1	0.6	0.6	2,190		2,190	2,190	1,861
387	G町	121	6	2.76	天雑木	45	39,005	42		0.1	0.6	0.6	3,875		3,875	3,875	3,293
388	G町	121	7	1.84	バンクス	31	29,580	100		0.1	1.0	1.0	5,442		5,442	5,442	4,625
389	G町	121	8	0.44	天雑木	45	39,005	40		0.1	0.6	0.6	617		617	617	524
390	G町	121	9	0.40	天雑木	45	39,005	42		0.1	0.6	0.6	561		561	561	476
391	G町	121	10	7.28	カラマツ	37	206,000	157	231	0.1			97,479		97,479	97,479	82,857
392	G町	121	11	0.44	天雑木	45	39,005	50		0.1	0.6	0.6	617		617	617	524
393	G町	121	25	0.08	天雑木	45	39,005	50		0.1	0.6	0.6	112		112	112	95
394	G町	121	26	0.40	バンクス	31	29,580	115		0.1	1.0	1.0	1,183		1,183	1,183	1,005
395	G町	121	27	0.40	バンクス	31	29,580	115		0.1	1.0	1.0	1,183		1,183	1,183	1,005
396	G町	121	28	2.52	ヨアカ	30	29,000	128		0.1	1.0	1.0	7,308		7,308	7,308	6,211
397	G町	121	29	2.40	カラマツ	37	206,000	195	231	0.1			39,552		39,552	39,552	33,619
398	G町	121	30	6.76	天雑木	50	43,065	52		0.1	0.6	0.6	10,480		10,480	10,480	8,908
399	G町	121	31	0.08	天雑木	45	39,005	50		0.1	0.6	0.6	112		112	112	95

本件各立木の評価明細

順号	所在地	林班	小班	① 面積 (ha)	樹種	樹齡	② 1ヘクタール 当たりの樹齡 別標準価額 (円)	③ 実際の1ヘク タール当たり の立木材積 (m ³)	④ 1ヘクタール 当たり標準立 木材積 (m ³)	⑤ 地利級 の割合	⑥ 地味級 の割合	⑦ 立木度 の割合	⑧ 算出額 ②×③÷④×⑤×⑦ 又は ②×⑤×⑥×⑦×⑧	⑨ 保安林等の 控除割合	⑩ 保安林等の控除割 合適用後の価額 (⑧×(1-⑨))	⑪ 持分割合に 基づく価額	⑫ 価額 (⑪×0.85)
400	H町(持分3分の1)	103	25	4.40	天雑木	30	29,000	47.0		1.0	0.6	0.6	45,936		45,936	15,312	13,015
401	H町(持分3分の1)	103	26	3.96	天雑木	28	26,000	43.0		1.0	0.6	0.6	37,065		37,065	12,355	10,501
402	H町(持分3分の1)	103	37	4.28	天雑木	64	56,840	81.0		1.0	0.6	0.6	87,579		87,579	29,193	24,814
403	H町(持分3分の1)	103	38	4.00	天雑木	31	29,580	48.0		1.0	0.6	0.6	42,595		42,595	14,198	12,068
404	H町(持分3分の1)	103	40	1.00	天雑木	59	51,475	80.0		1.0	0.6	0.6	18,531		18,531	6,177	5,250
405	H町(持分3分の1)	103	43	1.16	天雑木	64	56,840	116.0		1.0	0.6	0.6	23,736		23,736	7,912	6,725
406	H町(持分3分の1)	103	45	11.08	天雑木	28	26,000	44.0		1.0	0.6	0.6	103,708		103,708	34,569	29,383
407	H町(持分3分の1)	103	46	0.20	天雑木	54	46,632	80.0		1.0	0.6	0.6	3,357		3,357	1,119	951
408	H町(持分3分の1)	103	50	0.92	天雑木	64	56,840	116.0		1.0	0.6	0.6	18,825		18,825	6,275	5,333
409	H町(持分3分の1)	103	51	0.68	天雑木	64	56,840	116.0		1.0	0.6	0.6	13,914		13,914	4,638	3,942
410	H町(持分3分の1)	103	52	10.96	天雑木	28	26,000	43.0		1.0	0.6	0.6	102,585		102,585	34,195	29,065
411	H町(持分3分の1)	103	58	5.44	天雑木	28	26,000	43.0		1.0	0.6	0.6	50,918		50,918	16,972	14,426
412	H町(持分3分の1)	103	62	0.40	天雑木	64	56,840	115.0		1.0	0.6	0.6	8,184		8,184	2,728	2,318
413	H町(持分3分の1)	103	64	0.56	天雑木	64	56,840	116.0		1.0	0.6	0.6	11,458		11,458	3,819	3,246
414	H町(持分3分の1)	103	66	7.08	天雑木	30	29,000	47.0		1.0	0.6	0.6	73,915		73,915	24,638	20,942
415	H町(持分3分の1)	103	141	0.72	天雑木	59	51,475	80.0		1.0	0.6	0.6	13,342		13,342	4,447	3,779
416	H町(持分3分の1)	103	142	6.40	天雑木	30	29,000	47.0		1.0	0.6	0.6	66,816		66,816	22,272	18,931
417	H町(持分3分の1)	103	144	0.48	天雑木	64	56,840	81.0		1.0	0.6	0.6	9,821		9,821	3,273	2,782
418	H町(持分3分の1)	106	100	23.20	天雑木	41	36,047	0.0		1.0	0.6	0.6	301,064		301,064	100,354	85,300